

史跡大船遺跡復元整備基本計画

平成 18 年 10 月

函館市教育委員会

目 次

序 章 計画の枠組	1
(1) 背景と目的	1
(2) 計画の対象範囲	1
(3) 上位関連計画	2
(4) 目標年次	3
第1章 史跡大船遺跡をとりまく環境	4
(1) 位置とアクセス	4
(2) 自然環境	5
(3) 社会環境	7
(4) 歴史的環境	9
第2章 史跡大船遺跡の概要	12
(1) 指定状況	12
(2) 遺跡の概要	14
(3) これまでの調査・整備の状況	23
(4) 利用状況	26
(5) 敷地条件	27
第3章 整備の方向性	33
(1) 計画の前提となる構想	33
(2) 整備目標	37
(3) 整備の基本的考え方	38
第4章 基本計画	39
(1) 地区区分と地区別整備方針	39
(2) 基盤整備計画	42
(3) 遺構整備計画	43
(4) 活用上必要な施設整備計画	49
(5) 動線整備計画	52
(6) 植栽計画	52
(7) 主要施設概要	55
(8) 利・活用計画	57
第5章 事業実施に向けて	58
(1) 事業年次計画	58
(2) 第I期事業整備計画平面図	59
(3) 事業実施に際して考慮すべき事項	60

序章 計画の枠組

(1) 背景と目的

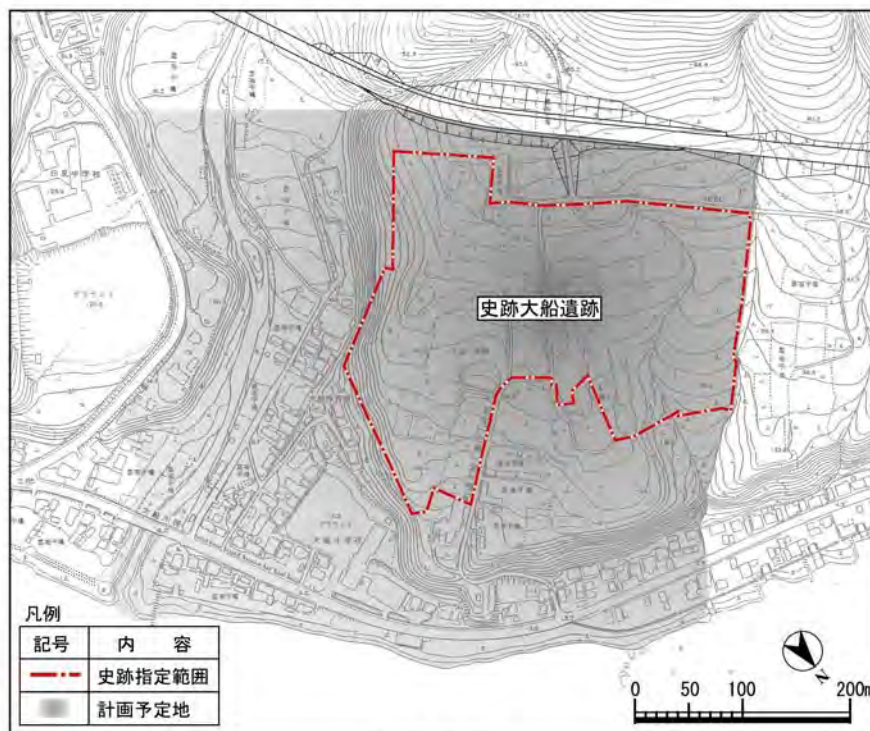
大船遺跡は、北海道の渡島半島東岸、太平洋に面した海岸段丘上にある縄文時代中期の大規模な集落遺跡である。遺跡の南東側には100軒以上の竪穴住居跡が分布する居住域があり、また不用になった土器や石器などの道具類が捨てられた盛土遺構が確認されている。特に竪穴住居跡は大型で楕円形の平面形を有し、深く掘り込んだ床をもつ特徴的なものである。出土遺物は日用道具のほか、クジラ、オットセイ、マグロ等の動物遺体やマタタビ、ウルシ、クリ、ブドウといった植物遺体も検出されている。こういった点から、地域における当時の人々の生活や生業を知る上で極めて重要な遺跡であるとして、平成13年8月13日に国の史跡に指定された。

函館市(平成16年11月30日以前は南茅部町)では、大船遺跡の保存ならびに活用を図るため、平成10年11月に「大船C遺跡調査検討委員会」を設置し、平成12年には大船遺跡埋蔵文化財展示館を整備した。さらに史跡指定後の平成14年に「国指定史跡大船遺跡整備・活用基本構想」を策定し、平成15年には史跡全体の公有地化を完了した。

このような状況を背景とし、「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」(平成18年3月函館市教育委員会策定)の実現を目指し、大船遺跡の保存・活用のための基本計画を策定するものである。

(2) 計画の対象範囲

計画の対象地(以下「計画予定地」という)は、史跡指定地を基本とし、活用上必要な隣接地および歴史的・文化的景観の保全や景観形成上重要な役割を果たす周辺地域を含むものとする。さらには、近隣の文化・観光・レクリエーションその他関連諸資源についてもネットワーク等による利・活用を考慮し、計画に取り入れるものとする。



計画予定範囲

(3) 上位関連計画

(ア) 合併建設計画

平成16年12月1日の合併を前に、新函館市を構成する5市町村の合併協議会にて『合併建設計画』(平成15年度)が策定された。この計画の中で南茅部地域の位置づけ及び大船遺跡に関する施策については以下のように述べられている。

- ・基本目標

いきいきと学び地域文化を育むまちづくり

自主的に学ぶことができる生涯学習システムの確立に努めるとともに、学校と地域・家庭が一体となった教育の充実に努めます。

また、次代を担う人材の育成をめざし、高等教育の充実に努めるとともに、それぞれの地域伝統・文化を守り、歴史的文化遺産の保存・継承に努めるなど、いきいきと学び地域文化を育むまちづくりをめざします。

- ・基本計画

地域別ビジョン(南茅部地域)

前浜の特性に応じた漁業の振興を図るとともに、縄文文化の発信拠点としての役割を果たすなど、人々がふれあい、海と共に生きる活力ある地域づくりをめざします。

- ・基本目標に基づく施策の展開

特色ある地域文化の創造

主な事業・・・大船遺跡等の保存・整備，埋蔵文化財発掘調査

地域に対する誇りと愛情を育むことができるよう、史跡等の文化財や郷土芸能などの歴史的文化的遺産の保存・活用と伝承に努めるとともに、文化・芸術活動の支援に努めます。

また、縄文遺跡の発掘調査や保存展示施設の整備などにより、古代ロマンを秘めた歴史文化の情報を発信し、文化交流を促進します。

出典：函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町の5市町村による『合併協議会』
合併建設計画[ダイジェスト版]

(イ) 函館市南茅部縄文遺跡群整備構想

本構想は、平成15年9月、北海道・北東北知事サミットにおいて、北海道と北東北地域の縄文遺跡を連携させた「北の縄文文化回廊づくり」が合意されたことなどを受け、貴重な文化財の保存と活用を軸とし南茅部縄文遺跡群を活用して生涯学習の一層の推進を図るとともに、産業や観光の振興と連動した魅力ある地域づくりにつなげていくため、函館市教育委員会が平成18年2月に策定したものである。内容については、基本計画の前提となる構想であることから、第3章において詳細に取り上げるものとする。

(4) 目標年次

計画予定地の整備は、発掘調査等各種調査や研究の実施、活用上必要な隣接用地の確保、史跡内を通過する市道の取り扱い方等克服すべき課題がある。また相当の整備事業費の確保も必要である。これらのことから、事業は段階的に実施するものとし、第Ⅰ期事業は、平成18年度から文化庁の補助事業等を導入し、概ね4か年で整備を進めるものとし、平成21年度の完成を目途とする。第Ⅱ期以降の事業については平成22年度以降に着手し、順次進めていくものとする。なお、近隣の文化・観光・レクリエーションその他関連諸資源とのネットワーク整備等については、適宜状況に応じ実施していくものとする。

第1章 史跡大船遺跡をとりまく環境

(1) 位置とアクセス

史跡大船遺跡のある旧南茅部町は、平成16年12月1日に函館市、戸井町、恵山町および楸法華村と合併し、人口約30万人、面積677.79平方キロで亀田半島のほぼ全域を市域とする新「函館市」となり、翌年10月1日には中核市に指定された。函館市は北海道の南に延びる渡島半島の東南端にあたる亀田半島に位置し、東、南、北の三方を海に囲まれ、南を津軽海峡、東・北は太平洋に面している。市域の西側で北斗市、七飯町、鹿部町と接し、津軽海峡を挟み青森県下北郡大間町と対峙する。

史跡大船遺跡は、函館市北東部の太平洋に面する海岸段丘上に位置し、市街地からのアクセスは道道83号(函館南茅部線)～国道278号を利用し、函館駅から車で約45分、函館空港からは約35分の距離にある。バス路線が利用可能で、大船遺跡から徒歩約10分の最寄りのバス停「大船小学校前」までは、函館駅から1日6往復が運行され、約1時間20分を要し、公共交通機関としてのアクセスは良好とはいえない。

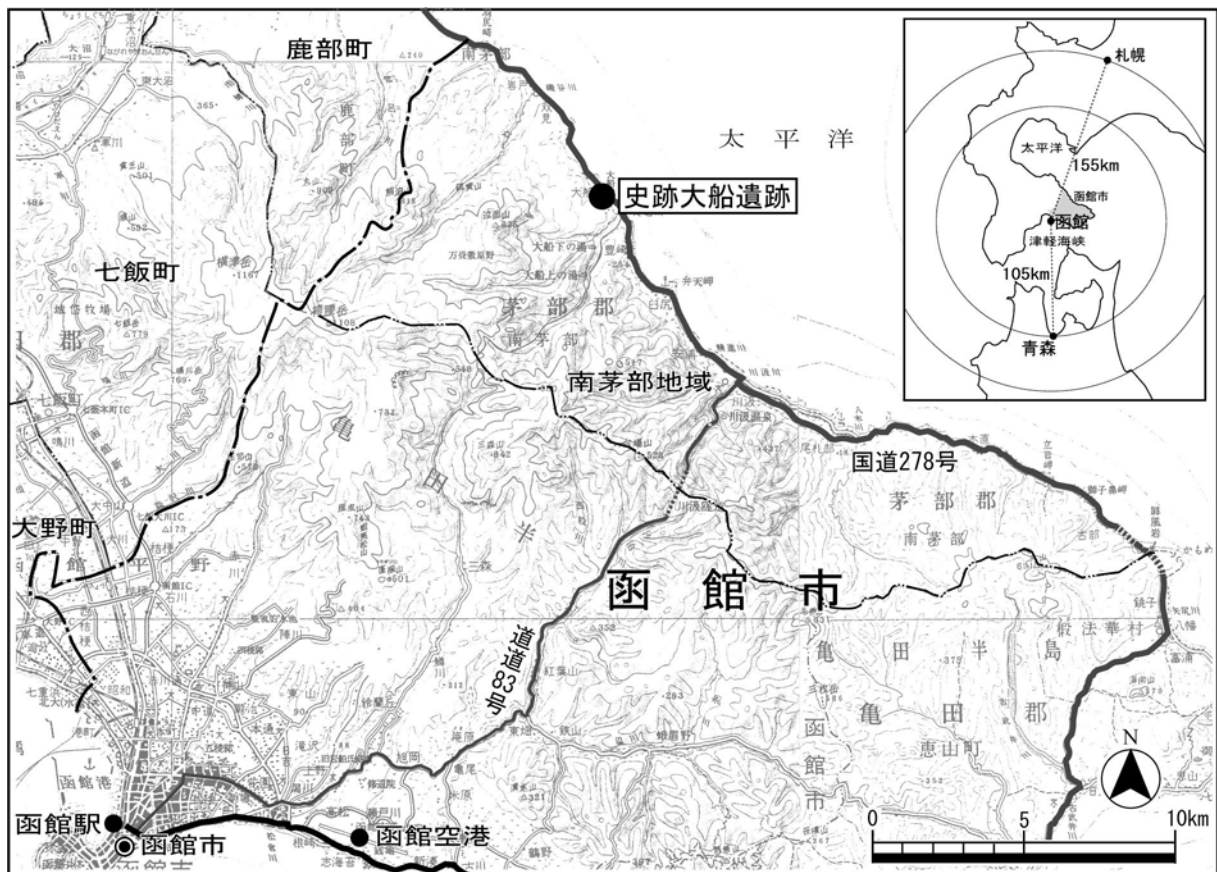
<主な都市からの所要時間>

【陸】バス : 札幌 約6時間

JR : 札幌(特急)約3時間、青森(特急)約2時間、東京(特急・新幹線)約6時間

【海】フェリー: 青森 約3時間40分、大間 約1時間40分

【空】航空機 : 札幌 約45分、東京 約1時間15分、名古屋 約1時間40分、大阪 約1時間40分



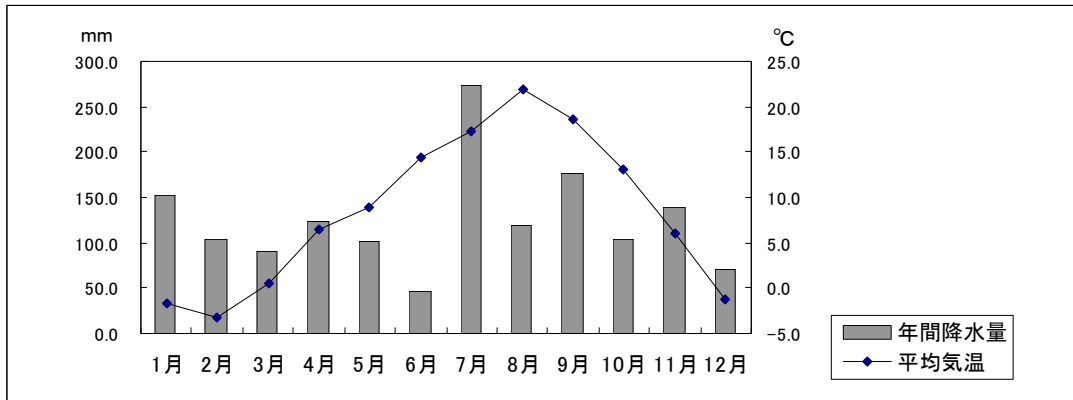
位置図

(2) 自然環境

① 気候

南茅部地域は、寒さの厳しい北海道にあっては冬期間の積雪が少なく比較的温暖である。また、本州に近い初夏にはエゾ梅雨と呼ばれる雨の日が多く、夏は海霧の発生しやすい冷涼な気候である。平成17年度の年間平均気温は8.4℃、年間降水量は1,502mm、最高気温が30.1℃、最低気温が氷点下10.9℃である。亀田半島南側の函館市中心部と比較すると、気温はほとんど変化がみられないものの、年間降水量は南茅部地域が400mm程多い。

年間降水量と平均気温 (平成17年)



② 地形・水系

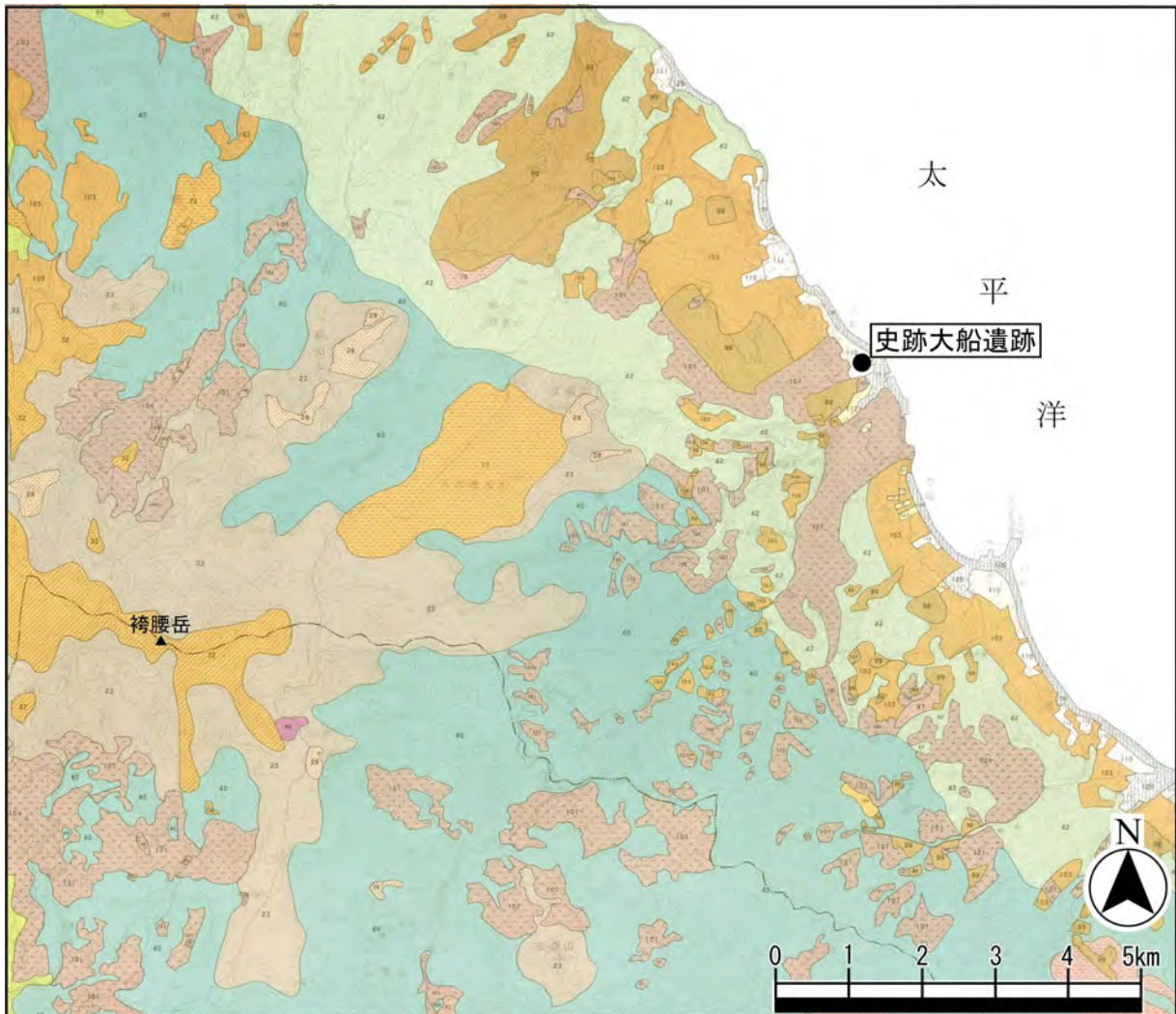
南茅部地域は亀田半島の北側に位置し、太平洋に面している。東西に34km余りの長い海岸線を有し、尾札部川付近から西側一帯の海岸線に沿っては海岸段丘が続き、段丘の南側は亀田山地を構成する600~1,000mの峰々が連なっている。地域の大半がこれら山地や段丘斜面で占められ、沿岸部には狭隘な平地がみられる。水系は、磯谷川、大舟川、精進川、川汲川、尾札部川、八木川、木直川など亀田山地に源を発する極めて短い小河川・小沢が発達し、地域の水源になっている。



地形・水系図

③ 植生

南茅部地域は、亀田山地を中心にして現在も自然度の高い植生がみられる。西側山岳部の袴腰岳には亜寒帯、亜高山帯自然植生のササダケカンバ群落広がるのをはじめとして、亀田山地一帯にブナ自然植生のチシマザサープナ群団、エゾイタヤーシナノキ群落といった自然植生がみられる。一方、海岸沿いの段丘面一帯は、スギ、ヒノキ、サワラや落葉針葉樹等の人工林となっている。檜山(渡島半島の日本海側)側に比べ北の寒地要素がやや目立ち、南北両要素の濃厚な混生地帯である。



記号	名称	記号	名称	記号	名称
■	ササダケカンバ群落	■	伐跡群落	■	外国産針葉樹植林
■	ササ自然草原	■	ツルコケモモ・ミズゴケクラス	■	畑地
■	ササ群落	■	常緑針葉樹植林	■	耕作放棄地雑草群落
■	チシマザサープナ群団	■	スギ・ヒノキ・サワラ植林	■	牧草地
■	エゾイタヤーシナノキ群落	■	トドマツ植林	■	緑の多い住宅地
■	ブナ・ミズナラ群落	■	アカエゾマツ植林	■	開放水域
■	チシマザサークマイザサ群落	■	落葉針葉樹植林		

植生図

(3) 社会環境

① 道路交通網

函館市は南北北海道の行政、経済、文化の中心として発達してきた経緯から、早くから陸(函館駅)、海(函館港)、空(函館空港)の交通機関が整備され広域のアクセスは非常に良好である。中でも函館空港は、年間約 220 万人が利用し、現在国内主要都市に 4 路線、道内各地に 6 路線を有し、韓国のソウル、ロシアのユジノサハリンスクとの国際定期航空路だけでなく、近隣諸外国からのチャーター機も多く飛来し、道内では新千歳空港に次いで 2 番目に利用者数が多い。

道路は、国道 278 号が亀田半島の海岸沿いを走り、道道 83 号(函館南茅部線)が半島を縦断して、函館市街地と南茅部地域を結んでいる。また、札幌をはじめとした道内主要都市と国道 5 号や道中央自動車道などで結ばれており、現在、北海道縦貫自動車道(七飯～国縫間)、函館・江差自動車道(函館～江差間)、函館新環状道路(函館 IC～国道 278 号)といった高速自動車道の建設が進められている。

鉄道は、札幌などの道内には函館本線により 1 日 13 往復の特急が運行されているほか、本州とは津軽海峡線により特急・寝台特急などが 1 日 13 往復運行されている。

フェリーは、青森と大間の間に定期運行しており、貨物・自動車輸送のほか、旅行者にとっても重要なアクセスとなっている。

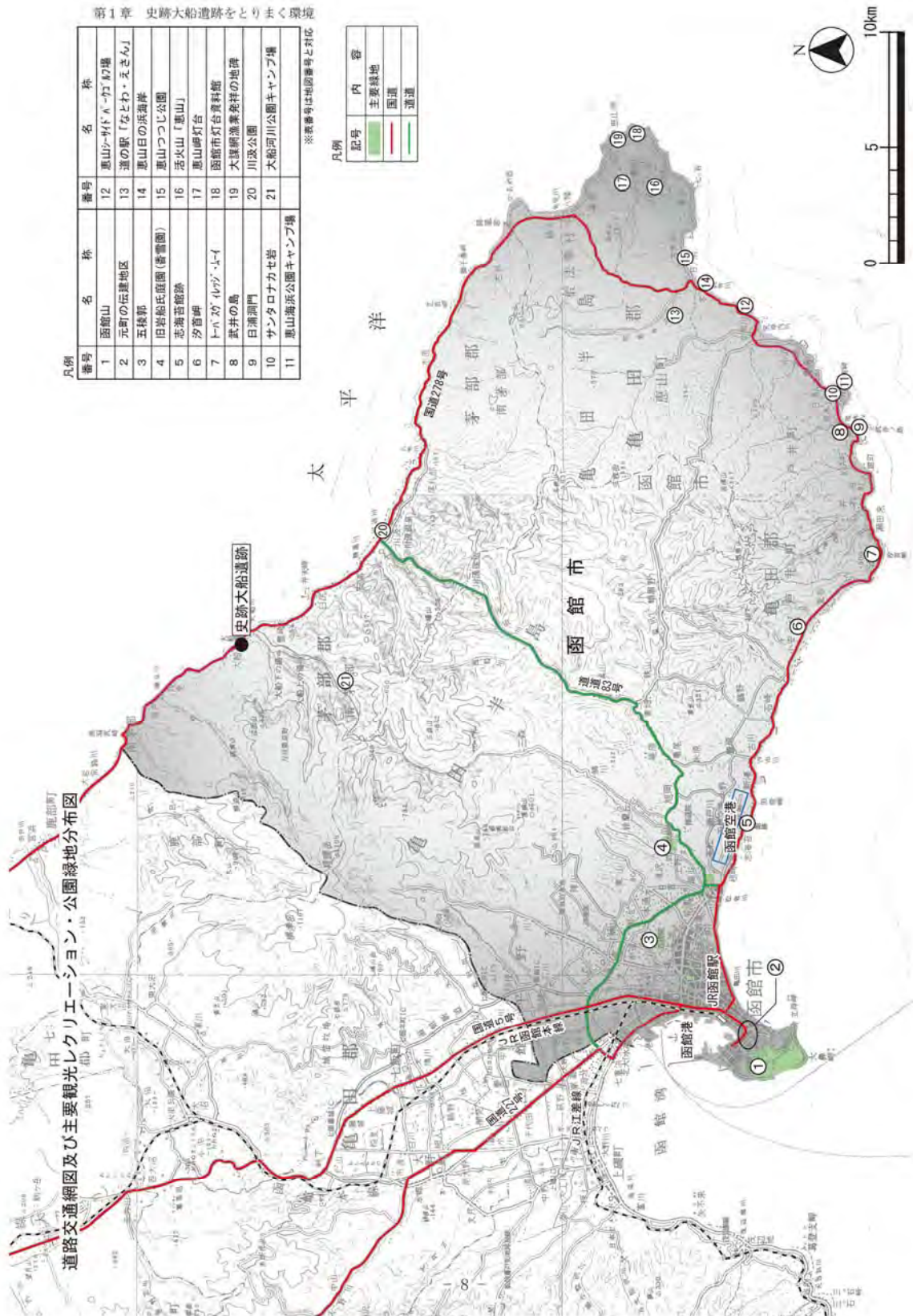
② 観光レクリエーション・公園緑地

函館市の観光入込客数は年間約 594 万人(平成 16 年度)で、出発地別にみると道内から約 4 割、道外が約 6 割となっている。月別の内訳は 5 月～10 月にかけて多く全体の約 7 割を占め、冬季を避ける傾向がある。

市内の主な観光地は、函館市街地に多く分布し、幕末の開港以来、西洋文化を逸早く取り入れ、国際貿易都市として発展していった函館の浪漫を感じさせる歴史的建造物や各種の資料館、特別史跡五稜郭跡などがあげられる。また、亀田半島の突端には多くのキャンプ場や海岸などの自然と触れあう体験型の観光スポットが点在し、史跡大船遺跡の周辺には南茅部温泉郷や大船河川公園キャンプ場がある。

函館市の公園緑地は平成 17 年 4 月 1 日現在、街区公園 236 か所 27.23ha、近隣公園 9 か所 17.30ha、地区公園 1 か所 6.40ha、総合公園 5 か所 80.70ha、運動公園 2 か所 21.70ha、広域公園 1 か所 65.10ha、歴史公園 1 か所 25.20ha、その他の公園 13 か所 51.04ha、都市緑地 23 か所 347.48ha、緑道 2 か所 3.00ha、墓園 1 か所 8.20ha があり、市民 1 人あたりでは 21.91 m²という整備水準にある。

道路交通網及び主要観光レクリエーション・公園緑地分布図



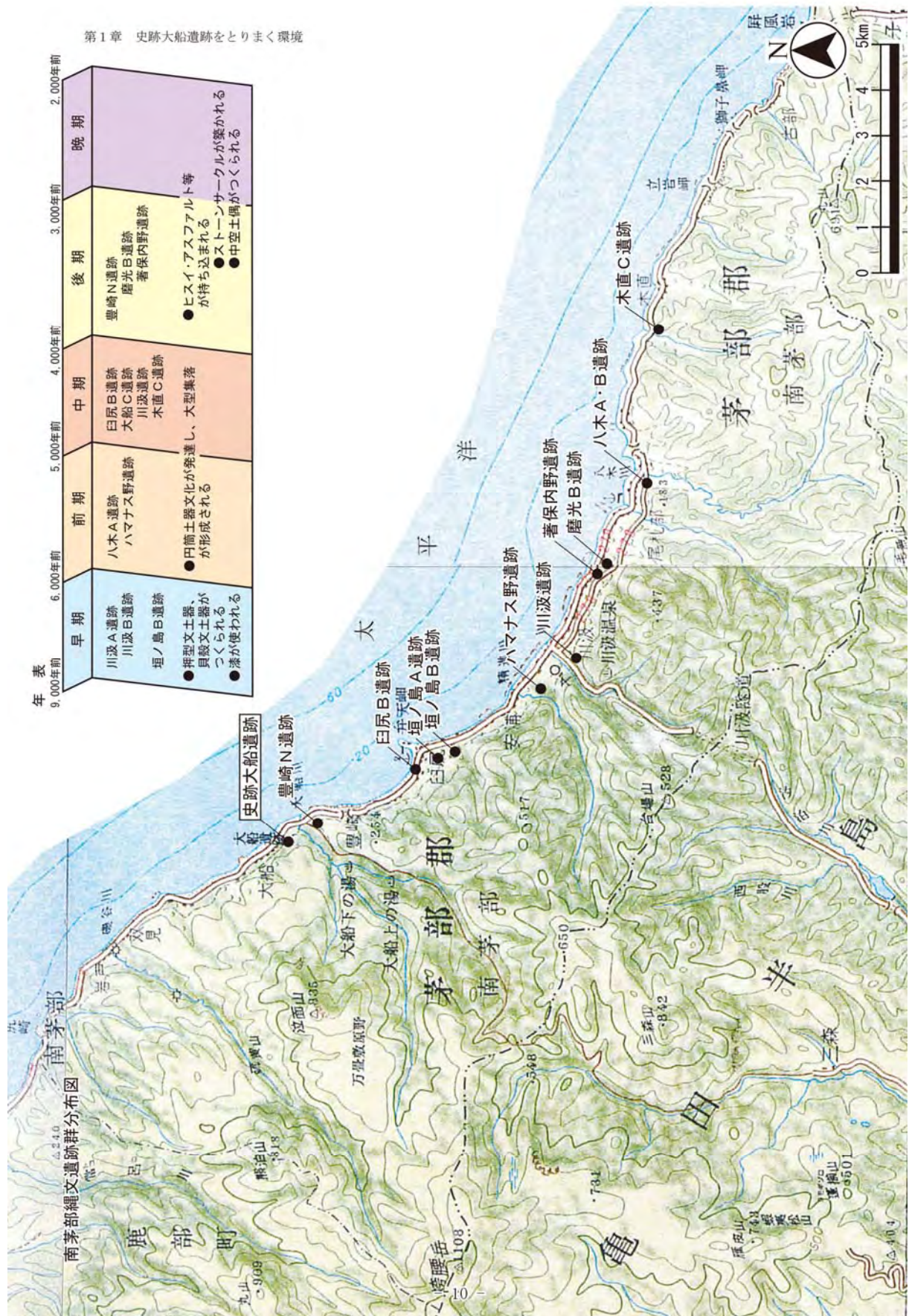
(4) 歴史的環境

① 縄文時代の主な遺跡

南茅部地域は、函館市北部の太平洋を臨む地にあり、34km余りの長い海岸線に沿った段丘上には90か所の縄文遺跡がある。南茅部地域は北海道の中では比較的温暖で、海と山と数多くの河川など自然資源に恵まれているため、縄文時代早期(9,000年前)から晩期(2,000年前)に至る約7,000年の間、人々の生活が絶え間なく営まれていたことを多くの遺跡が物語っている。これまで発掘調査された遺跡は30か所以上を数え、400万点を超える遺物が出土している。次に、主な遺跡を時代順に示す。

- ・ **川汲A遺跡**—中心市街地近くの川汲川右岸にある縄文時代早期の遺跡。当地域への定住の始まりを示す9,000年前の押型文系の土器や竪穴住居跡等が検出されている。
- ・ **垣ノ島B遺跡**—垣ノ島川右岸にある縄文時代早期の遺跡。竪穴住居跡と土坑が検出された。150基以上の土坑のうちの土坑墓のひとつから、くし状の朱の漆塗り髪飾り、漆を塗った糸を加工した編物状の装飾品等の漆製品が多量に発見され、炭素14法による測定で約9,000年前という年代値が得られ、世界最古の漆製品であることが判明した。(漆製品は火災により平成14年末焼失)
- ・ **垣ノ島A遺跡**—垣ノ島川左岸にある縄文時代早期から晩期までの複合遺跡。後期後半の集落と早期の土坑墓群が検出されている。後期の集落跡からは立石炉や明瞭な入口構造のある大型竪穴住居跡が、早期の土坑墓からは子供の足形を付けた土版が多数出土した。特徴的な遺物としては縄文時代後期後半の透かし彫りの入った香炉形土器、縄文時代後期末の黒漆の上に赤漆を塗った注口土器が出土しており、足形土版とともに祭祀との係わりが想像され、縄文時代の精神文化を示すものとして注目されている。
- ・ **ハマナス野遺跡**—川汲川左岸の低位海岸段丘上に形成された縄文時代前期後半の大規模な集落遺跡。200軒を超える竪穴住居跡が検出された。代表的な住居に五角形のベンチ状段構造をもつタイプがある。木胎漆器を副葬した墓坑も検出された。ヒエヤクリの炭化種子も出土している。
- ・ **臼尻B遺跡**—垣ノ島遺跡北側の弁天岬にほど近い広範な台地上に形成された縄文時代中期の大規模な集落遺跡。300軒ほどの竪穴住居跡が確認されており、大船遺跡にも見られる卵形あるいは舟形を呈する竪穴住居も確認されている。大量の青竜刀形石器や石棒、シカ絵画土器(市指定有形文化財)などが出土している。
- ・ **大船遺跡**—大舟川左岸に形成された縄文時代中期を代表する集落遺跡。100軒余りの竪穴住居跡、盛土遺構などが検出された。20万点に登る膨大な遺物や大規模で2mの深さのある住居跡、集落の密度が非常に高いなど縄文時代の最盛期を物語る遺跡として国史跡に指定された。なお、クジラ・マグロ・シカなどの動物遺体とともに北海道にはみられないクリがまとまって出土しており、同じ円筒土器文化圏の東北地方からの伝播とみられている。
- ・ **磨光B遺跡**—縄文時代後期の集落遺跡。遺跡の西側には著保内川、東側には築上川の小河川が流れる。竪穴住居跡と掘立柱建物跡、集石、ストーン・サークルが確認された。作業場とみられる掘立柱建物跡の内部からは浅い炉状の土坑とアスファルトの塊がセットで出土し、アスファルトを接着材として使用した加工工房と考えられている。なお、アスファルトは秋田県からもたらされたものであることが確認されている。
- ・ **著保内野遺跡**—磨光B遺跡の西側にある縄文時代後期の遺跡。耕作中に偶然土偶が発見され、小規模な発掘調査で縄文後期の遺跡であることが確認された。土偶は、高さ43cmと国内最大級でかつ非常に精巧で写実的なため、昭和54年(1979)国の重要文化財に指定された。

南茅部縄文遺跡群分布図



② 南茅部地域の歴史

縄文時代を通じて連綿と人々の生活が営まれた南茅部地域のその後の史料にみえる歴史は、延宝5年(1677)、能登の飯田屋与五右衛門が旧尾札部村へ漁業のために来住したことに始まるとされる。近世には商場知行制に基づく松前藩の箱館六か場所(持場)中で最大の場所である尾札部場所に含まれる。尾札部場所は南茅部地域の中央東寄りを流れる八木川と尾札部川の間を拠点に、東は亀田半島東端、西は松屋崎(現森町砂原地域)で、約62kmの海岸線に設定されていた。近世には松前藩主直轄領、松前藩の重臣新井田家の知行地や幕府直轄地などになっていた。和人とアイヌの人々との交易場所である運上屋が尾札部、白尻にあった。産物はコンブ・ノリ・ニシン・イリコ・干鱈・魚油・オットセイ・雑木・シイタケなどで、恵山岬から木直までの約12kmの険しい断崖の続く前沖はブリ・マグロ・タラの有数の漁場で、尾札部川から西方の鹿部川下での磯浜は良質のコンブの産地であった。特に当地域の昆布は北前船の時代から白口浜真昆布と呼ばれ、「天下昆布」、「昆布の絶品」(蝦夷島奇観)とされて、江戸時代には将軍への献上品とされた。

寛政12年(1800)、箱館六か場所一円において和人の出稼ぎが増えたことから幕府はこれらを和人地と定め「村並」とした。これにより尾札部、白尻は「村並」となり、安政5年(1858)に正式に村となった。尾札部村は持場として榎法華・嶋泊・木直・川汲があり、現在の亀田半島東端榎法華地域から南茅部地域の中央辺りまでを含み、白尻村は持場として板木・熊泊・磯谷があり、現南茅部地域の西半が含まれる。尾札部村は文化8年(1811)の戸口は44軒・169人、白尻村の戸口は35軒・126人(蝦夷地明細記)であった。嘉永6年(1853)には尾札部は家数22軒・人別143人、アイヌ小家7軒・人別15人、持場の榎法華・川汲・木直を含む戸数は90軒・510人とあり、白尻村は家数32軒・人別172人、アイヌ小家16軒・人別48人、持場の板木・熊泊を含む戸数は145軒・319人(嘉永7年の六か場所調書)であった。文政期(1818-30)に南部三陸地方で発達したニシン建網(大謀網)が天保10年(1839)に尾札部・白尻に伝わったことから、当地域は北海道定置網漁業発祥の地となった。現尾札部町にあるこれを記念する碑は市の史跡となっている。尾札部村の土産はタラ・コンブ・ニシン・カズノコ・ブリ・アブラコ(アイナメ)・ホッケ・ヒラメ・ナマコ・カスベ・マス・海草類、白尻村はタラ・コンブ・カズノコ・マス・アブラコ・ホッケ・スルメ・雑魚類などであった。

明治2年(1869)の国郡画定により渡島国茅部郡に所属、明治6年に白尻村から熊泊村が独立した。明治39年に白尻村は熊泊村と合併し白尻村として尾札部村とともに2級町村制を施行した。なお、明治9年に尾札部村から榎法華村を分村している。その後、昭和34年(1959)5月に尾札部村・白尻村の両村が合併し南茅部村となり、同年9月に町制を施行、南茅部町となった。合併時の戸数は2,287世帯、14,769人で、その内半数以上の1,204世帯・8,054人が基幹産業である漁業に従事していた。南茅部町では漁家安定のためコンブ養殖を研究し、昭和41年には国内最初のコンブ養殖に成功し、同44年には本格的な養殖事業が始まり、生産は飛躍的に増加した。現在南茅部のコンブ生産量は、天然もの約240t、養殖もの約3,200tで、国内昆布総生産の15%を超える一大産地となっている。なお昭和45年には11,580人と増加傾向にあった人口も減少に転じ、年々過疎化が進み平成12年の国勢調査では2,377世帯、7,571人となった。

南茅部町は平成16年12月1日をもって戸井町・恵山町・榎法華村とともに函館市と合併し、旧南茅部町域には旧字の古部町・木直町・尾札部町・川汲町・安浦町・白尻町・豊崎町・大船町・双海町・岩戸町が誕生した。

第2章 史跡大船遺跡の概要

(1) 指定状況

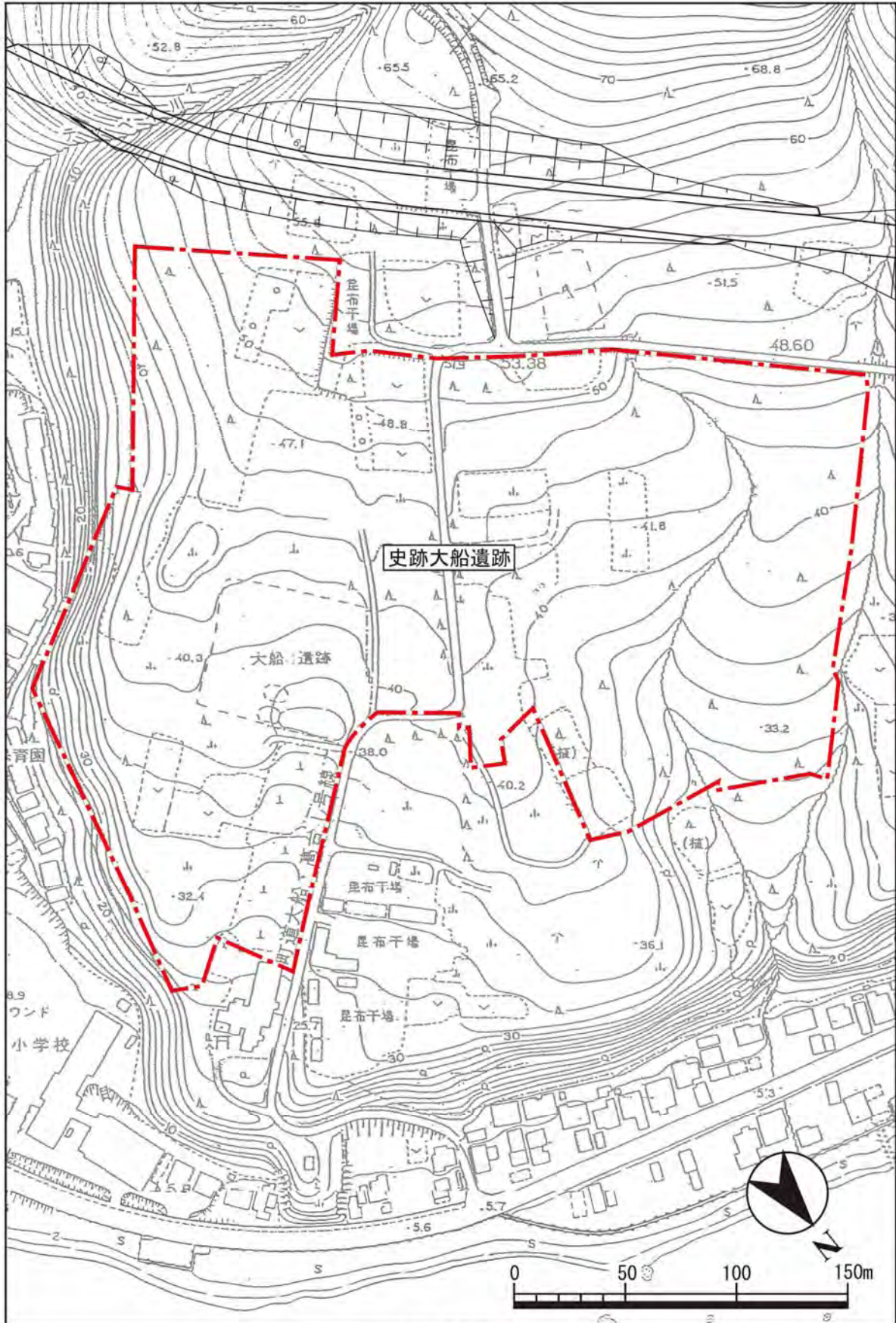
大船遺跡の指定状況は以下のとおりである。

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、下記1の記念物を下記2によって史跡に指定します。

平成13年8月13日

文部科学大臣 遠山 敦子

- | | |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 (1) 名 称 | 大船遺跡 |
| (2) 所在地及び地域 | 北海道茅部郡南茅部町字大船(現函館市大船町)
60番, 547番, 548番, 549番, 551番ノ1, 552番ノ1, 564番ノ1,
564番ノ2, 564番ノ3, 575番ノ1, 575番ノ2, 576番ノ1, 576番
ノ2, 576番ノ3, 577番ノ3, 585番ノ1, 585番ノ2, 585番ノ3,
585番ノ4, 585番ノ5, 585番ノ6, 585番ノ7, 585番ノ8, 585番
ノ9, 585番ノ10, 585番ノ11, 585番ノ12, 586番ノ1, 586番ノ
2, 587番ノ1, 587番ノ5, 587番ノ6, 587番ノ7, 588番, 589番,
592番, 593番, 594番, 595番, 596番ノ1, 596番ノ2, 597番ノ1,
597番ノ2, 601番のうち実測5,036.91平方メートル
右の地域に介在する水路敷を含む。
総面積 71,832.03 m ² |
| 2 (1) 指定理由 | |
| ア 基 準 | 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)史跡の部1による。 |
| イ 説 明 | 北海道の渡島半島東岸, 太平洋沿いの海岸段丘上にある縄文時代中期の大規模な集落遺跡。遺跡の南東側には百軒以上の竪穴住居跡からなる住居域と「盛土遺構」, その南西の山側には土坑群, 北西側には落とし穴などが分布する。楕円形の平面形と深く掘り込んだ床をもつ大型竪穴住居が特徴的。日常用具のほか, 動植物遺体なども出土し, 当時の生活や生業を知る上で重要である。 |
| (2) 官報告示 | 平成13年8月13日付
文部科学省告示第138号 |



史跡指定範囲図

(2) 遺跡の概要

① 遺跡の概要

北海道南西部に延びる渡島半島の東部に位置する南茅部地域には、海産資源豊かな太平洋岸沿いに低位海岸段丘が発達し、背後に迫った亀田山塊からはサケが遡上する多くの短い河川が流れ込んでいる。これら河川の河口付近の海岸段丘上には、多くの縄文時代遺跡が点在し、特に縄文時代中期には白尻B遺跡やハマナス野遺跡、川汲遺跡、木直C遺跡など5ヶ所の大規模な遺跡が海岸線に沿って並んでいる。史跡大船遺跡は、これら中期の遺跡群の最も北に位置し、大舟川左岸の標高45m前後の広い段丘上に形成された集落跡である。

平成8年に旧南茅部町教育委員会が町営の墓地造成に伴って事前の発掘調査を実施し、大規模な集落跡として重要性が認識されたため現状保存されることとなった。その後、町教育委員会が遺跡の範囲・性格を確認するために、平成9年度から12年度まで継続調査を実施してきた。



史跡大船遺跡航空写真

② 遺構・遺物の概要

現在までの調査の結果、100軒を超える竪穴住居とフラスコ状や墓坑を含む土坑などのほか、集落の主体部の外側に盛土遺構が確認されている。出土した遺物点数は、復元土器を含む約20万点である。出土した土器型式の編年から、集落の造営時期は、縄文時代前期末から中期末である。盛土遺構は、縄文時代中期に、42～44mの台地変換部にあたる斜面に築かれた。この盛土は「捨て場」として利用されたものであるが、焼土を伴うことから「送り場」的な機能があった可能性がある。また、個体土器の廃棄は少なく、剥片石器や礫石器の破損品もしくは未製品の廃棄が多いのが特徴である。個体土器は主に放棄された住居の窪みに廃棄されている。大型住居は、この盛土遺構の下側に構築されており、盛土との新旧関係では、土層の観察から大型住居の方が新しいと判断される。

墓と確認できる土坑は非常に少なく、墓域は集落周辺部にあったと推測されるが、竪穴住居を廃棄した後の窪地を掘り下げて埋葬する「廃屋墓」も確認されている。また、この窪地は廃棄(送り)の場としても利用されているため、炭化物に焼骨片や土器片などが多量に混入した層が何層にも形成されている。

確認された竪穴住居のうち、最も古いものは中期初頭に構築されたものであり「日の浜型住居址」と呼ばれるもので、五角形のベンチ状段構造を有するのが特徴となっている。この住居は調査区の南東部に1軒しか確認されていないが、この時期の住居はこれより東側に広がるものと思われる。

中期後半に構築された住居は、盛土遺構の外側の斜面部に確認されている。深さ2m前後に掘り込まれた大型住居の平面形は楕円形や隅丸方形が主体となっている。炉の形態は埋甕炉であるが小型の石囲炉に移行する。この時、主柱の構成も4本から6本に変わり、同時に先端ピットが炉の前から壁際に移動するのが確認される。炉の前に設置された先端ピットには、柱穴状の小土坑である場合が多いが、まれに皿状の浅いものや先端ピットがないものもある。

後続する住居は、盛土の内側の台地平坦部に確認されている。平面形は卵形あるいは船形を呈し、炉は一段と発達した大型の石囲炉となり、先端ピットの形状はほとんどが皿状のものになる。また、石囲炉の後ろには中央ピットと呼ばれる特異な土坑が出現する。この土坑は掘り下げてからすぐに埋められ、さらに踏み固められているため、調査中にはなかなか判断しがたいが、脂肪酸分析の結果、胎盤に含まれる脂質が検出されている。

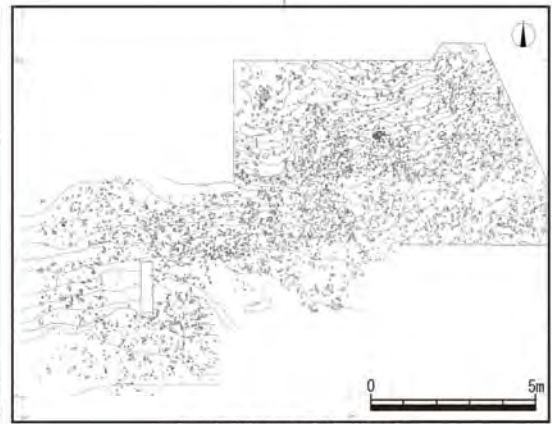
平成9年度から遺跡の内容と範囲確認のために詳細分布調査を行っており、集落の規模は6万㎡になること、集落の外側に土坑群が広がるのが確認された。また、縄文時代前期末から中期末という集落の造営期間の中で、北海道南部における集落構造や住居形態の変遷を捉えることができるのが大きな特徴である。

出土遺物では復元土器を含めて土器片が最も多く出土し、遺物の約半数を占める。その中には、三内丸山遺跡に代表される東北地方の縄文時代の集落遺跡や太平洋沿岸に点在する縄文時代の遺跡群に共通して見られる筒型平底の特徴をもつ「円筒土器」も出土し、交易が盛んに行われていたことを物語っている。そのほか、漁撈や狩猟に使われたと思われる石鏃やナイフ・スクレイパーなどの剥片石器や擦石、石皿等の礫石器、儀礼に使われたと思われる石棒や石刀・石剣なども出土している。また、動物遺体ではこれまでにクジラ・オットセイ・マグロ・タラ・シカ、植物遺体では、ヒエ・マタタビ・キハダ・ウルシ・ブドウ・クルミが検出されている。さらに、平成11年度の調査では、廃棄された住居の人為堆積層から炭化したクリが破片を含め200点出土しており、そのうち20点は現在DNA鑑定を依頼している。

遺構図・遺物写真



遺構図 (S=1/800)



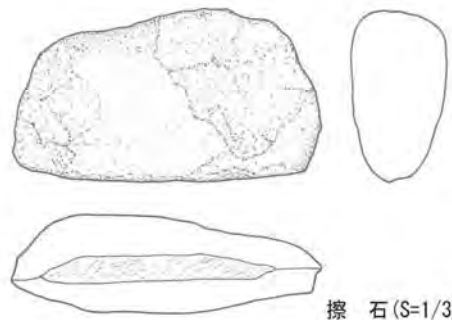
盛土遺構平面図 (S=1/200)



円筒土器 (S=1/6)



ナイフ (S=1/3)



擦石 (S=1/3)



ミニチュア土器 (S=1/2)



クジラの骨刀状製品

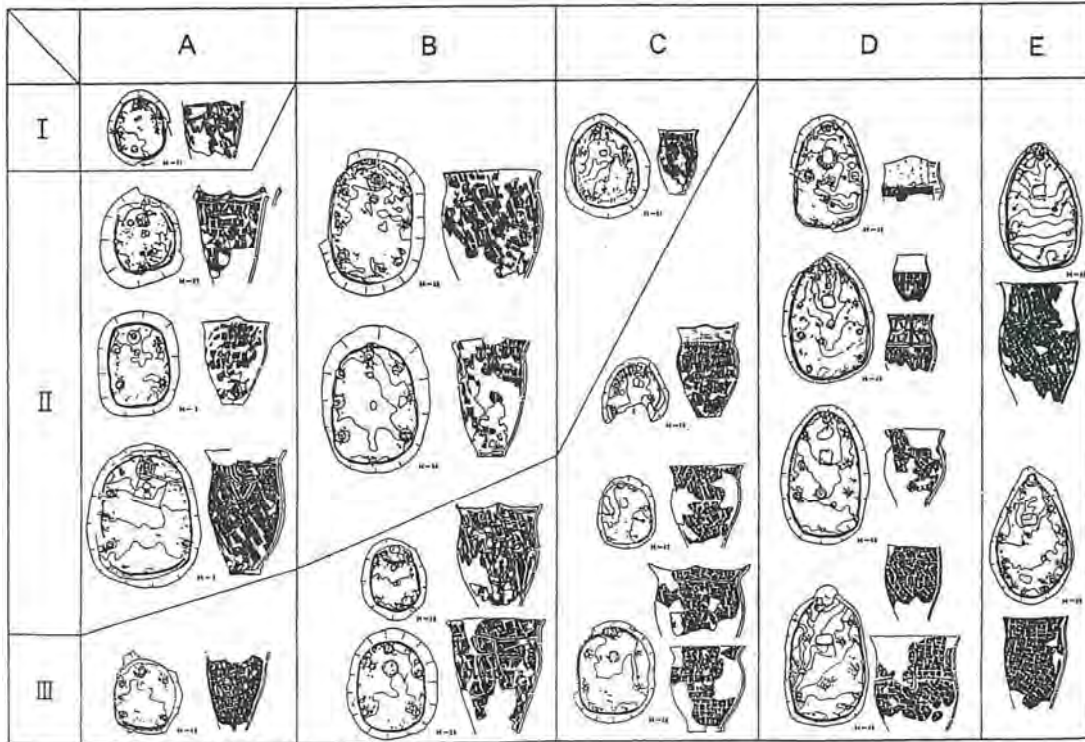


出土したクリ

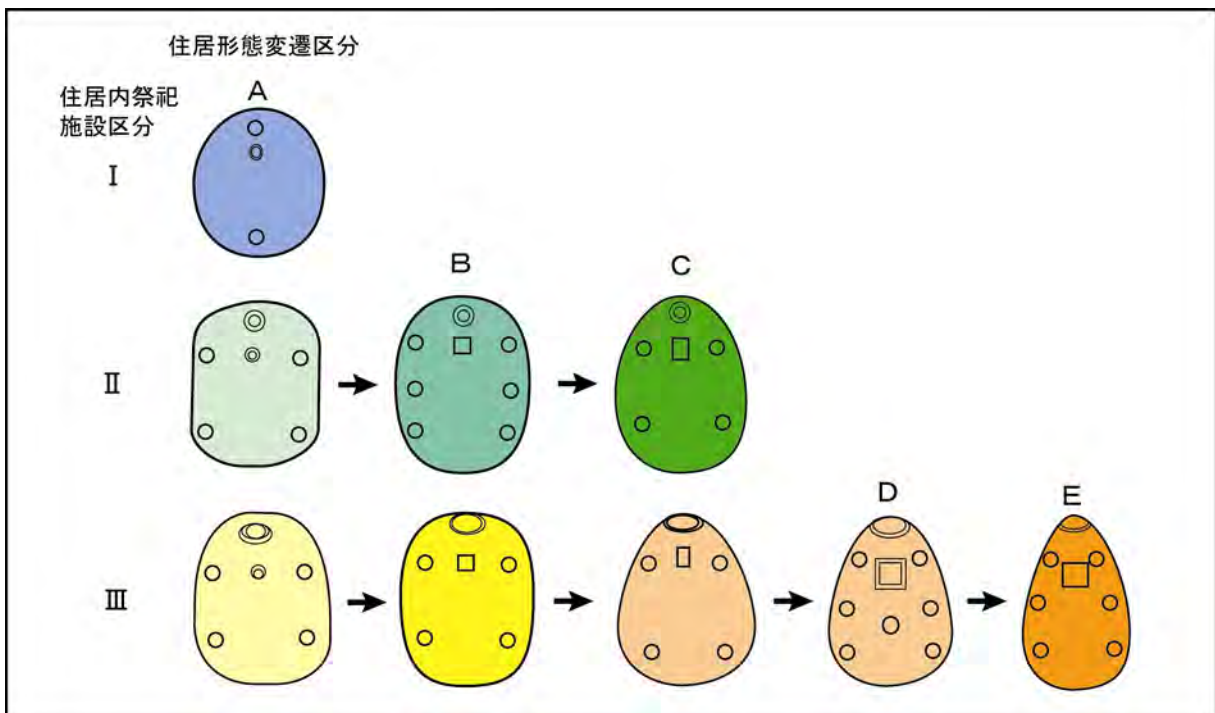
(『大船C遺跡—平成8・11年度 発掘調査報告書—』資料編集)

<住居形態の変遷>

大船遺跡の中期末から終末に相当する住居形態をみると、時間軸に沿ってA～Eの5段階に大きく分けることができる。Aはプランが楕円形を呈し、主柱が4本で埋甕炉を持つ住居、BはAより長円形のプランとなり、主柱が6本あるいは4本で、小型の石囲炉を持つ住居、Cは長軸に対して前後の幅がやや変化して卵形となり、主柱が4本で縦型の石囲炉を持つ住居、Dは先端部が発達し舟形を呈するプランとなり、主柱が6～8本で、大型の石囲炉やウイング付きの二重炉を持つ住居、Eはさらに先端部が突出し、主柱が8～10本で石囲炉がやや簡素化する住居である。

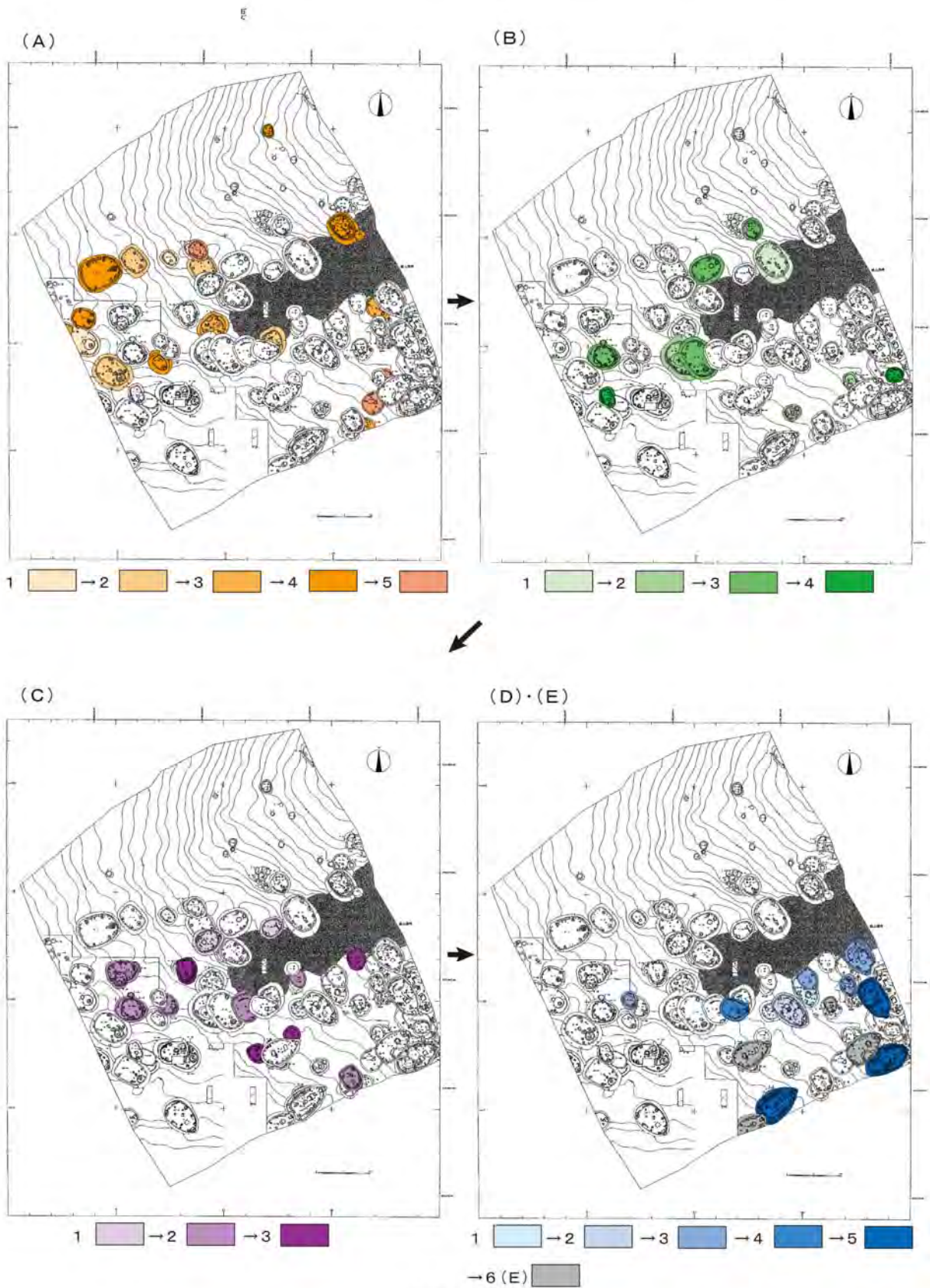


竪穴住居の変遷と伴出土器(『大船C遺跡—平成8年度 発掘調査報告書—』(平成12年3月)抜粋)



住居変遷の模式図(『大船C遺跡調査検討委員会中間報告書』(平成12年2月)資料編集)

住居構成の変遷



住居構成の変遷
〔『大船C遺跡調査検討委員会中間報告書』(平成12年2月)資料編集〕

＜住居内の祭祀施設＞

A～Eの住居は、出入り口に相対する方向に設置された祭祀施設の有無あるいは形態によってⅠ～Ⅲに区分することができる。Ⅰは祭祀施設が認められないもの。Ⅱは柱穴状の小土坑、Ⅲは皿状の小土坑に複数の杭穴があることから、Ⅱは柱、Ⅲは木幣が立てられていたと考えられる。Ⅱ、Ⅲともにマウンドで区画され、他の空間と明確に区分されている。

このマウンドは、祭祀施設となる小土坑を掘った土を盛って作られたものであるが、マウンドと床面の間に炉から続く炭化物が検出されることから、炉に火を入れてから祭祀施設を作ったことが窺える。住居を構築する際に、初めに炉の位置を決めて火を入れてから他の施設を作るという手順は北方の民族例でも見られる。また、この施設周辺からは儀礼に使われたと思われるクジラの骨刀や青竜刀形石器、小型の石棒などが出土する。Ⅲタイプの施設には、まれにヒエの炭化種子が検出されている。

こうしたⅡとⅢにみられる施設形態の差は、ⅡからⅢという時間的な経過で変化するのではなく、当初から2形態が存在し、時間経過とともにⅡが減少し、Ⅲが発達したことが、住居の新旧や伴出土器の細分などの観察でわかっている。また、形態差のある祭祀施設が同時期に存在するという事は、同一集落内での集団分化を考える上で興味深い。

＜胞衣の埋葬＞

石囲炉を挟んで、祭祀施設となる先端ピットと相対する位置に中央ピットと呼ばれる小土坑が確認される。この土坑は30～40cmの直径で、50～60cmほどの深さがある。このピットは通常、1軒に1か所設けられ、住居を拡張する際には、あらためて設置されている。このピットの特徴は、掘りあげられてからすぐに埋め戻し、床面と同じ堅さに踏み固めていることである。

このピットの坑底には黒色化した土層が堆積しており、脂肪酸分析をした結果、人の胎盤の脂質が検出された。後産（胞衣）を埋葬することは、縄文時代に行われていたことが、埋設土器の調査で数例確認されている。北海道南部の縄文時代中期末に、一定の規則性をもって住居構造の中に取り入れられていることは非常に興味深い事例である。

竪穴住居一覧表

(平成8年度発掘調査)

名称	位置	平面形	規模(m)			長軸方向	主柱 (本)	炉の形態	住居形態 施設区分
			長さ	幅	深さ				
H-1	4-13	小判形	8.3	6.4	1.65	N-65°	4	埋甕炉	IIA
H-2	6-14	隅丸方形	5.8	4.6	1.6	N-143°	4	埋甕炉	IIA
H-3	7-14	小判形	3.4	2.9	0.75	N-127°	4	地床炉	IA
H-4	9-13	小判形	5.9	5.0	1.3	N-148°	4	埋甕炉	IIA
H-7	8-11	船形	5.1	3.9	1.1	N-170°	4	石囲炉	IIIC
H-8	10-12	小判形	6.0	5.0	1.52	N-125°	4	埋甕炉	IIIA
H-80	9-10	小判形	6.1	4.9	1.35	N-62°	不明	地床炉, 埋甕炉	-A
H-14	7-9	卵形	4.4	3.8	0.72	N-129°	4	石囲炉	IIIC
H-18	11-9	小判形	6.0	4.8	1.04	N-152°	4	石囲炉	IIIC
H-19	12-9	不整の卵形	5.6	4.2	1.04	N-84°	不明	石囲炉	IIID
H-20	10-13	小判形	6.6	5.2	1.0	N-61°	4	地床炉	IIIB
H-21	8-10	小判形	8.3	6.7	2.0	N-137°	8	石組埋甕炉	IIB
H-22	7-10	卵形	3.7	2.8	1.4	N-150°	不明	地床炉	IIID
H-23	10-9	小判形	8.4	6.0	1.6	N-144°	6	石囲炉	IIB
H-27	12-10	小判形	5.6	4.7	1.7	N-162°	不明	埋甕炉	IIA
H-28	11-7	小判形	3.9	3.4	1.0	N-138°	不明	石囲炉	IIIC
H-29	12-7	卵形	8.0	4.7	1.2	N-63°	10	石囲炉	IIIE
H-32	13-5	船形	8.7	5.4	1.1	N-47°	8	石囲炉	IIID
H-33	14-21	不明	不明	不明	不明	N-150°	不明	不明	不明
H-34	15-16	円形	3.4	3.4	0.6	不明	4	地床炉	不明
H-62	16-9	船形	3.0	2.5	0.7	N-163°	不明	石囲炉	IIIE
H-63	15-9	卵形	3.7	2.8	0.6	N-68°	不明	地床炉	III-
H-36	12-13	卵形	4.8	3.7	1.4	N-60°	4	石囲炉	IIIC
H-38	12-20	小判形	2.6	2.2	0.73	N-100°	2	埋甕炉	IA
H-40	15-15	小判形	6.4	5.3	1.9	N-140°	4	埋甕炉	IIA
H-41	12-15	卵形	4.4	3.8	0.95	N-159°	4	石囲炉	IIIB
H-51	17-11	船形	4.1	3.1	0.8	N-151°	4	石囲炉	IIID
H-44	18-12	船形	7.4	5.2	0.82	N-137°	6	石囲炉	IIID
H-45	14-9	船形	8.0	5.1	1.20	N-131°	6	石囲炉	IIID
H-46	15-11	船形	4.7	3.5	0.9	N-146°	4	石囲炉	IIID
H-47	16-12	卵形	4.2	3.4	0.77	N-170°	不明	石囲炉	IIIC
H-48	17-12	小判形	4.9	4.2	1.2	N-154°	4	埋甕炉	IIIA
H-49	18-10	船形	8.3	4.8	0.75	N-154°	6	石囲炉	-D
H-50	13-11	卵形	3.5	2.9	0.6	N-150°	不明	石囲炉	-C

名称	位置	平面形	規模(m)			長軸方向	主柱 (本)	炉の形態	住居形態 施設区分
			長さ	幅	深さ				
H-69	13-10	小判形	2.9	2.6	1.35	N-155°	2	埋甕炉	I A
H-52	18-8	船形	7.5	4.8	0.9	N-51°	8	石囲炉	III E
H-53	18-7	船形	8.0	5.0	1.05	N-62°	6	石囲炉	III D
H-54	13-14	小判形	8.3	6.3	2.4	N-142°	6	石囲炉	II B
H-56	15-10	船形	6.7	4.5	0.9	N-157°	2	石囲炉	III D
H-57	18-9	楕円形	8.5	7.4	1.1	N-142°	不明	地床炉	(古武井式併行跡)
H-58	17-8	船形	3.8	2.8	1.1	N-168°	不明	石組埋甕炉	III B
H-59	17-7	小判形	4.9	4.0	0.8	N-40°	4	不明	不明
H-60	7-9	卵形	4.9	3.9	1.0	N-147°	4	石囲炉	III C
H-64	17-18	円形	3.8	4.0	1.25	N-125°	不明	埋甕炉	III A
H-65	19-8	小判形	3.5	3.2	1.12	N-90°	4	地床炉	III B
H-66	19-10	船形	11.0	5.0	1.2	N-162°	8	石囲炉	III -
H-67	13-9	卵形	4.6	3.9	1.3	N-77°	4	石囲炉+埋甕炉	III B
H-71	8-14	卵形	4.3	3.6	1.25	N-143°	2	埋甕炉	I A
H-74	18-7	船形	4.5	3.2	1.35	N-73°	4	不明	III -
H-75	14-7	小判形	3.5	3.1	1.0	N-57°	2	石囲炉	III B
H-81	9-12	卵形	6.0	5.0	1.45	N-74°	4	石囲炉	II BorC
H-82	7-11	不整の円形	2.5	2.3	1.0	N-173°	2	地床炉	III A
H-83	13-8	不整の円形	3.2	2.8	1.0	N-139°	3	石囲炉	III C
H-85	12-7	不明	不明	不明	0.85	N-137°	不明	不明	III -
H-86	12-4	卵形	5.8	3.8	0.98	N-60°	不明	石囲炉	III E

(平成10年度詳細分布調査)

名称	位置	平面形	規模(m)			長軸方向	主柱 (本)	炉の形態	住居形態 施設区分
			長さ	幅	深さ				
H-5	3-11	小判形	4.7	3.9	1.1	N-106°	4	埋甕炉	II A
H-6	5-11	楕円形	5.8	4.7	0.9	N-75°	10	石囲炉	III C
H-12	3-10	楕円形	不明	不明	不明	N-123°	6	埋甕炉	II A
H-13	5-9	卵形	6.2	4.9	1.0	N-91°	4	地床炉	III C
H-96	5-11	不整円形	2.6	2.5	不明	N-150°	2	なし	III -
H-98	7-9	卵形	5.0	3.8	1.6	N-142°	不明	埋甕炉	II A
H-100	5-9	楕円形	4.4	3.3	不明	N-132°	4	石組埋甕炉	III C

(平成11年度発掘調査)

名称	位置	平面形	規模(m)			長軸方向	主柱 (本)	炉の形態	住居形態 施設区分
			長さ	幅	深さ				
H-15	5-7	船形	4.0	3.3	0.85	N-160°	4	掘込み炉	III BorC
H-95	4-8	楕円形	8.2	6.0	1.5	N-125°	4	埋甕炉	II A

(平成12・13年度発掘調査)

名称	位置	平面形	規模(m)			長軸方向	主柱 (本)	炉の形態	住居形態 施設区分
			長さ	幅	深さ				
H-16	8-4	船形	7.95	5.5	0.83	N-133°	8	石囲炉	ⅢD
H-104	7-7	不明	不明	不明	不明	不明	不明	石囲炉	不明
H-103	5-6	隅丸方形	7.26	4.76	1.33	N-131°	4	埋甕炉, 地床炉	ⅡA
H-105	8-7	小判形	4.07	3.2	0.58	N-150°	4	石囲炉	ⅢB
H-106	6-7	楕円形	不明	不明	不明	N-116°	不明	不明	不明
H-107	8-7	小判形	6.18	5.3	1.16	N-111°	4	埋甕炉	ⅠA
H-108	7-7	円形	3.83	3.55	1.02	N-162°	不明	埋甕炉	ⅢA
H-109	6-7	小判形	2.7	2.42	0.97	N-40°	6	埋甕炉	ⅢA
H-110	4-7	不明	不明	不明	0.84	N-143°	不明	石囲炉	Ⅲ-
H-112	5-4	不明	不明	不明	0.71	N-68°	不明	石囲炉・掘込み炉	Ⅲ-

③ 特徴

南茅部地域は、資源豊富な海と山に囲まれ、太平洋に流れ込んでいる河川の河口付近の海岸段丘状には、多くの縄文遺跡が点在している。特に縄文時代中期には5か所の大規模な遺跡が海岸に沿って並んでおり、史跡大船遺跡はこれら中期の遺跡群の最も北に位置し、大舟川左岸の標高45m前後の広い段丘上に形成された集落跡である。

史跡大船遺跡の主な特徴は、

1. 竪穴住居の規模が全体的に大型で、長さ8～11m、深さが2.4mの大型竪穴住居が発掘されていること
2. これまでに100軒を超える竪穴住居が見つかっており、集落の密度が高いこと
3. 縄文時代前期末から中期末という集落の造営期間の中で、北海道南部における集落構造や住居形態の変遷を捉えることができること
4. 縄文時代の廃棄(儀礼)の場所と考えられる盛土遺構には、当時の食料である動物や植物の痕跡が残っていること

などがあげられる。

また、史跡大船遺跡から出土した多くの円筒土器は、三内丸山遺跡に代表される東北地方の遺跡から北海道道南の太平洋沿岸に広がる遺跡群に共通してみられ、広く交流・交易等が行われていたことを示しており、それら全域を包含して「円筒土器文化圏」と呼んでいる。

(3) これまでの調査・整備の状況

① 調査

大船遺跡は、平成8年に旧南茅部町教育委員会が町営の墓地造成に伴って事前の発掘調査を実施し、大規模な集落跡が発見されたため現状保存されることになった。その後、旧南茅部町教育委員会が遺跡の範囲・性格を確認するために国庫補助対象事業として、平成9年度から11年度まで継続して調査を実施した。また、平成12・13年度には遺跡の内容確認のため平成8年度の発掘調査区の西側を発掘調査した。今後、平成17年度から19年度まで、史跡整備に向けた調査を予定している。

これまでの調査の経緯は以下の通りである。

調査年度	概 要
昭和59年度 (1984)	所在確認調査により縄文時代中期・後期の遺跡であることが確認される。 (北海道教育委員会実施)
平成6年度 (1994)	遺跡内において町営の墓地造成が計画されたため範囲確認調査を実施(北海道教育委員会の依頼を受け、南茅部町教育委員会が実施)。1×1m角の試掘坑を29か所設置し、1,792点の遺物が出土したほか、竪穴住居13か所、土坑2か所が確認された。
平成8年度 (1996)	町営の墓地造成に伴い面積4,500㎡を発掘調査。竪穴住居92軒、土坑66基のほか、集落の主体部の外側に盛土遺構が確認された。集落の造営時期は土器形式から縄文時代前期末から中期末であることが判明。出土した遺物点数は復元土器360点を含む約20万点で土器片資料が最も多い。また、動物遺存体ではクジラ・オットセイ・マグロ・タラ・シカなどや、植物遺存体では、ヒエ・マタタビ・キハダ・ウルシ・ブドウ・クルミなどが検出されている。調査後、保存を前提とし埋め戻しを行った。
平成9年度 (1997)	試掘用トレンチを32か所設定し、遺跡の詳細分布調査を実施。確認された遺構数は住居24軒と土坑22基で、遺物点数は8,314点である。遺物は可能な限り原位置を保ったまま埋め戻した。遺跡の主体となる縄文時代中期の集落は大舟川の左岸に沿った舌状台地の約2,500㎡に集中していることが把握された。
平成10年度 (1998)	試掘用トレンチを51か所設定し、遺跡の詳細分布調査を実施。確認された遺構数は住居11軒と土坑8基で、遺物点数は16,912点である。南東側の斜面から土坑群を確認。また、調査区内住居が南西側に広がることが判明した。
平成11年度 (1999)	平成8年度の調査区西側と盛土遺構中央部を発掘調査し、竪穴住居2軒を確認した。出土した遺物の点数は18,440点で、土器や石鏃、ナイフ・スクレイパーなどの剥片石器、石斧や擦石などの礫石器である。 試掘用トレンチを11か所設定し、竪穴住居が11軒、土坑が5基確認された。また、出土した遺物は3,770点である。 古い住居から炭化したクリが、個体と破片大を含めておよそ200点検出されたほか、盛土遺構から1cm程度の珪藻土が多量に検出され、デンプンが混入していることも確認された。また、集落の主体部が南側の台地まで広がっていることが確認された。
平成12・13年度 (2000・2001)	平成8年度調査区の西側の発掘調査を実施、12年度の調査では竪穴住居6軒、土坑2基、13年度の調査では竪穴住居5軒を確認した。出土遺物の総点数は42,388点である。土器や石器のほか一部の竪穴住居内の埋甕炉から灰状になったプラント・オパールが多量に検出されており、分析用のサンプリングを行った。さらに炭化したクリやクルミも検出されている。

年度別調査箇所図



② 整備

大船遺跡は、平成13年8月に史跡指定され、解説板の設置(平成14年度)や史跡境界の設置(平成15年度)を行ってきた。また、調査された竪穴住居跡のうち3軒を露出展示し、簡易の名称板、解説板を設置している。史跡指定地の北側に隣接して、駐車場と大船遺跡埋蔵文化財展示館を設置し、史跡大船遺跡とその周辺に点在する縄文時代の遺跡の出土遺物の展示や遺跡の解説、史跡大船遺跡の発掘調査状況を1/100のスケールで再現したジオラマ等を設置し、身近に往時の姿に触れることができる。



大船遺跡埋蔵文化財展示館



発掘調査状況を再現したジオラマ



解説板



露出展示されている竪穴住居跡



展示館横に整備された駐車場

(4) 利用状況

<大船遺跡埋蔵文化財展示館見学者の状況>

大船遺跡埋蔵文化財展示館には小・中学生の見学や研修の他、様々な人が訪れている。平成16年度には124団体、約1万人の見学者が訪れている。なお、開館期間は毎年4月1日から11月12日までとなっている。

平成12年～17年度の来館者数

年度	個人(人)	団体(団体数)	計(人)	備考
H12	5,744	2,442(68)	8,186	
H13	5,430	3,250(113)	8,680	
H14	10,416	5,200(235)	15,616	特別展開催(7/25～8/7)2,858人
H15	4,633	1,605(85)	6,238	(現場事務所火災)
H16	7,496	1,984(124)	9,480	体験コーナー利用者200人
H17	7,325	2,777(140)	10,102	10月25日現在 体験コーナー利用者444人

●主たる見学者の内訳

- ・学校関係(見学・研修) 鹿部中学校, 七重小学校, 倶知安小学校, 札幌稲積小学校, ニセコ小学校, 市内小中学校など延べ18団体, 計590人
- ・教育・文化団体視察, 研修 北海道埋蔵文化財センター, 北海道文化財保護協会, 函館博物館, 北海道歴史教育者協議会, 函館市文化・スポーツ振興財団, 北の縄文CLUB, 倶知安町学校事務職員協議会, 蘭越町郷土研究会, 教職員互助会桧山支部, 三内丸山応援隊, 由仁町郷土資料研究会など19団体, 計296人
- ・官公庁視察 函館開発建設部, 北海道教育庁生涯学習推進局長, 北海道環境生活部, 渡島支庁, 函館土木現業所, 恵庭市教育委員会, 国立歴史民俗博物館, 後志桧山副支庁長, 奈良文化財研究所部長, 渡島東部観光再発見現地調査など34団体
- ・職員研修 転入教職員一日研修, 管内高校初任者研修, 道教委教職10年経験者研修会, 渡島東部森づくりセンター, 森町社会科教員サークル, 大野町役場僚友会, 厚沢部町館観光促進会, 全漁連, 札幌家庭裁判所調停委員
- ・団体ツアー ニックウ旅行(63人), FMいるかモニターバスツアー(44人)

<平成16年度に行われた普及活動の状況>

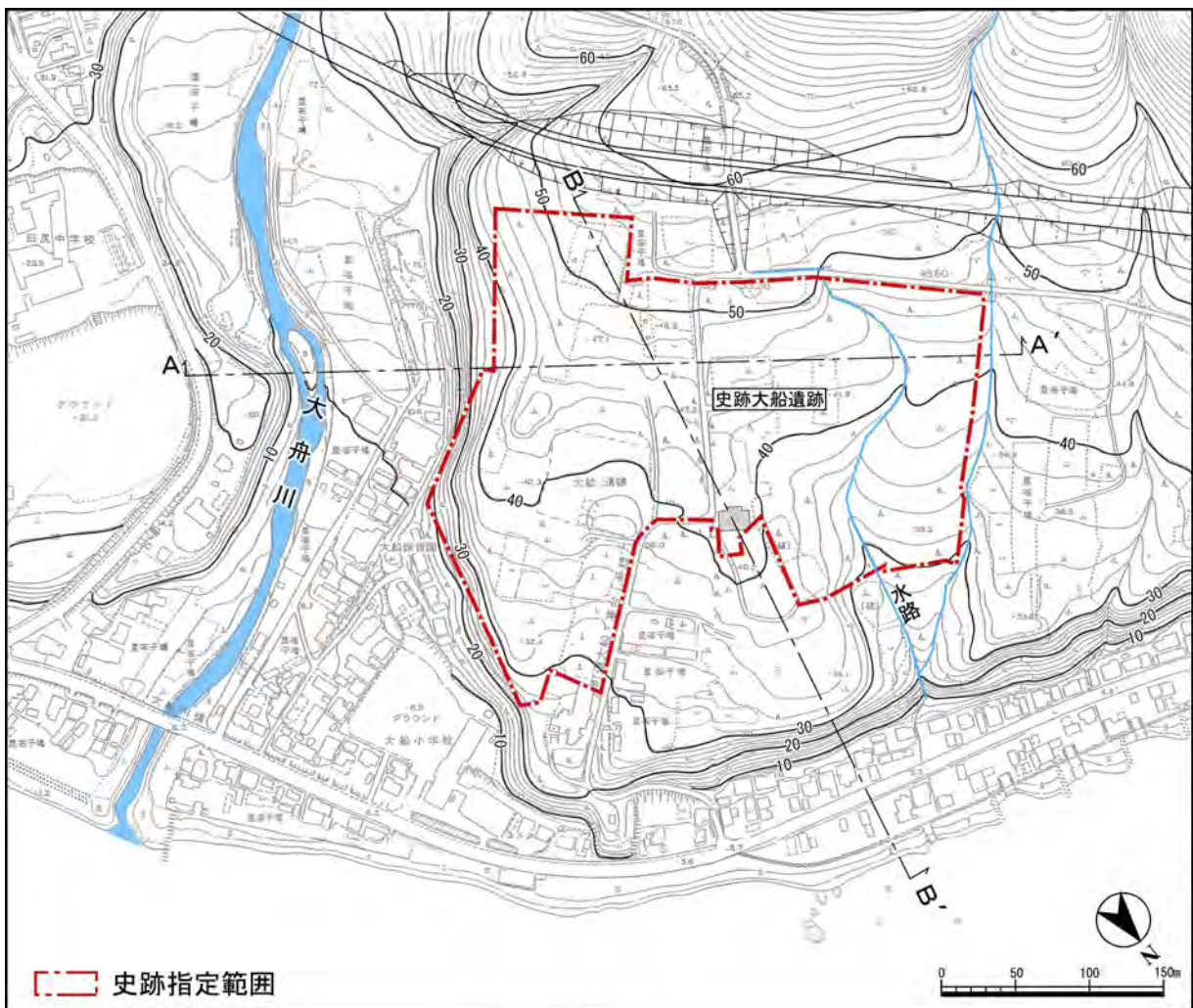
史跡大船遺跡では遺跡を活用し、地域や来訪者への普及活動を積極的に行っている。平成9年に南茅部地区で発掘調査に従事している女性を中心に設立された「北の縄文CLUB」が主体となり、体験学習や研修の一環として土器づくりやアンギン編み、体験発掘等のほか、総合学習の授業協力として石器づくりや釣針づくり堅穴住居建設についての事前学習や資料提供、技術指導などを行っている。また、「縄文サタデイ・プラン」と称する出前講座を実施し、近くの漁港で縄文釣り体験などを行っている。展示室の体験コーナーでは火起しや縄文原体づくり、アンギン編みなどの体験が常時可能となっている。

(5) 敷地条件

① 自然条件

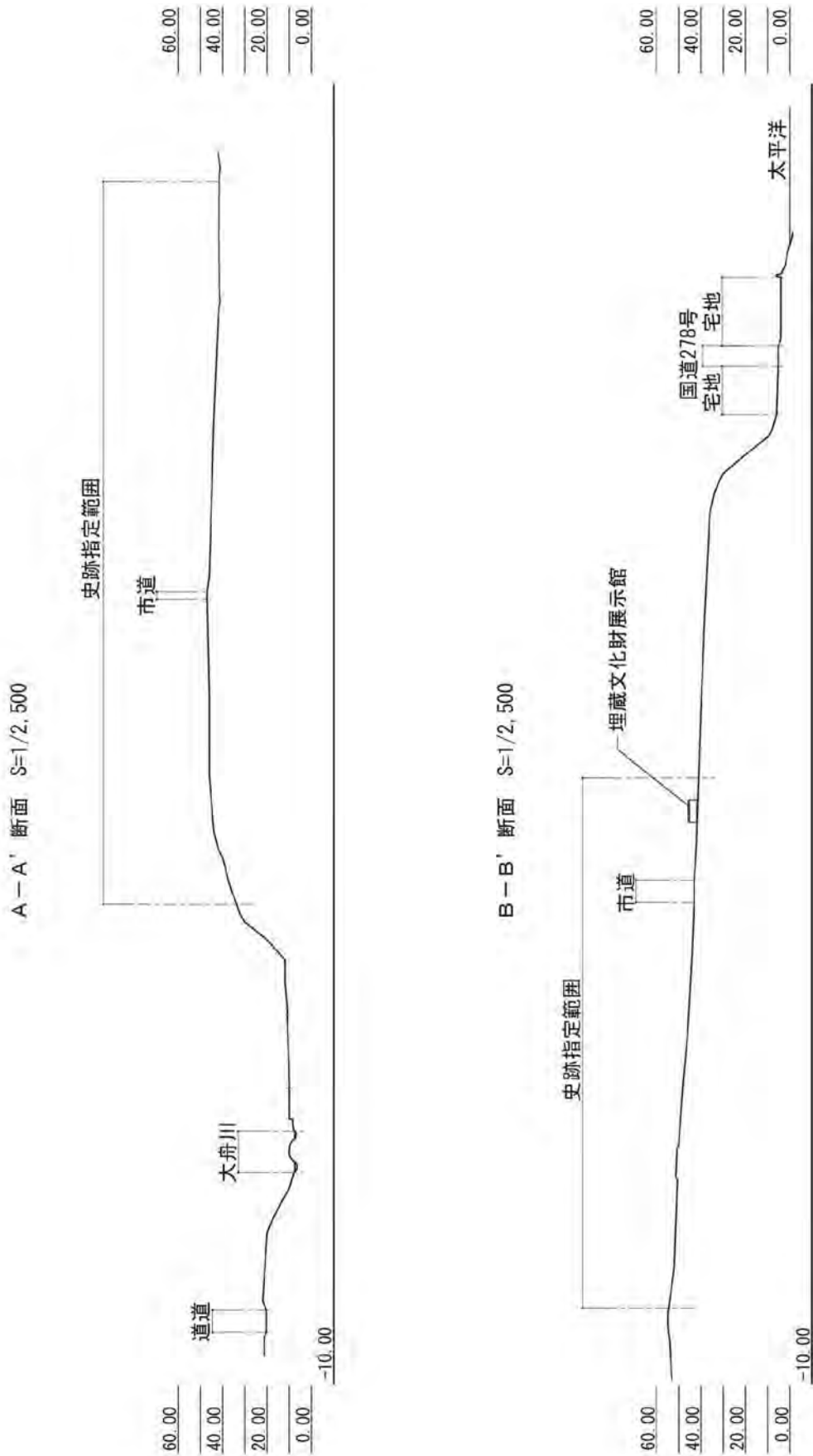
＜地形＞

史跡大船遺跡は大舟川左岸の海岸段丘上に位置している。海岸段丘は沿岸部に幅 80m ほどのわずかな平坦面を形成し、これより比高 30m ほどの急激な崖面となりその上部になだらかな段丘面が広がっている。史跡指定地はこの段丘面の標高約 30m～50m ほどの地を中心として、等高線に沿う形で、約 7.2ha の面積を有している。大半はなだらかな段丘上にあるが、大舟川に面する南側は河川の開削による段丘斜面を含み比高約 30m ほどの急傾斜地となっている。なお、北よりに小規模な水路がある。



地形断面位置図

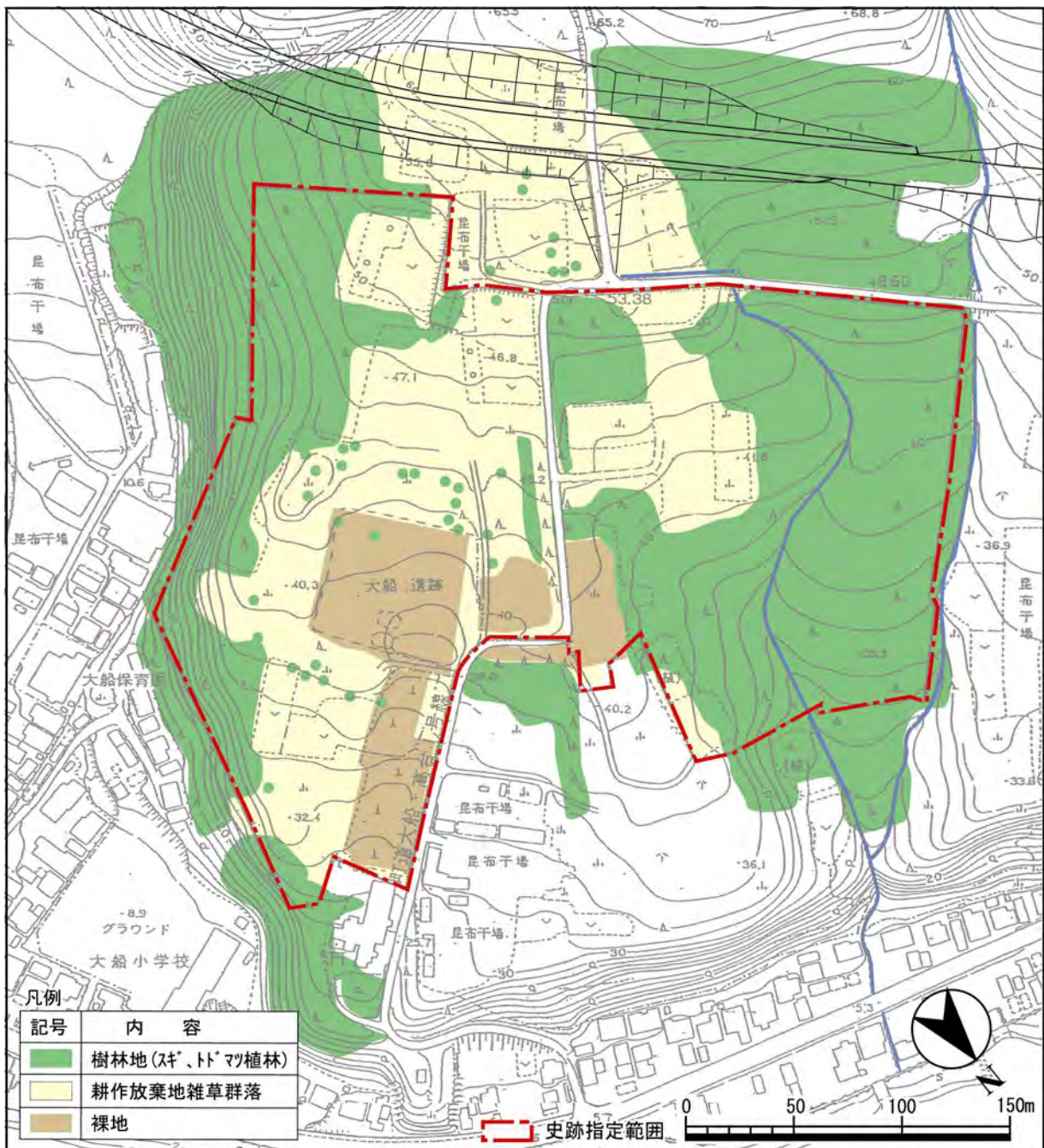
地形断面図



<動・植物>

史跡大船遺跡は、背後に自然豊かな山岳地帯を擁し、隣接する大舟川は現在もサケ、マスの遡上で知られ、溪谷一帯は恵山道立自然公園（第3種特別地域）に指定されている。また、史跡内を流れる水路には、エゾサンショウウオや北海道にしかみられないザリガニも棲息しているなど、縄文時代から以来人々に豊かな恵みをもたらしてきた自然環境が引き継がれている。

植生は、自然植生は見られず、スギ、トドマツといった針葉樹の植林帯と旧畑地からなる。また、南茅部を代表する特産品であるマコンプの昆布干場がかつて数箇所あった。史跡大船遺跡を南北に分断する形で市道が通り、この市道沿いにかつての畑地や昆布干場が広がっている。畑地と昆布干場の跡地は、現在、耕作放棄地雑草群落となっている。針葉樹林帯は史跡の主に北西側と大舟川に面した斜面地に見られ、特に北西側の水路周辺は比較的まとまって広がり、樹林地が史跡の半分ほどの面積を占めている。



周辺植生図

<景観>

史跡大船遺跡は、海岸段丘面上を中心としているため、海岸部との比高が40m前後あり、海岸方向（東）への眺望が開けている。中央の駐車場付近からは点在する樹木や漁家の家並みを前景にして左に噴火湾、右に太平洋を望み、さらにその遠方の室蘭方面を視界におさめることができる。

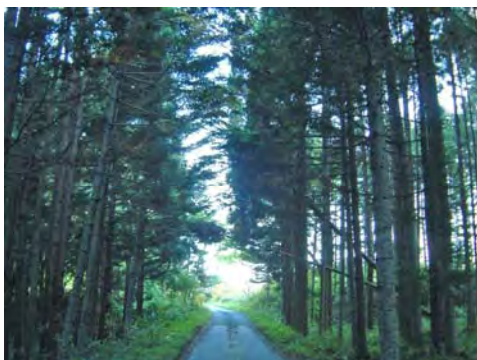
史跡内は、かつての畑地等が中央部に面的に広がり、その縁辺部が樹林地となっているため、中央部の開けた空間を中心としたまとまりのある景観が形成されている。史跡中央部の発掘調査地の露出した遺構や周辺の草地が開放的な景観となり、縁辺部の樹林帯がその背景となって史跡全体が牧歌的景観を作り出している。一方で、北東部はスギ等の植林地となり、昼なお暗い鬱蒼とした景観となっている。



住居跡から海側を見る一眼前に噴火湾・太平洋が広がる



駐車場から南方を見る一草地からなるなだらかな段丘の背後に針葉樹の鋭角な樹景が景観に変化を与えている

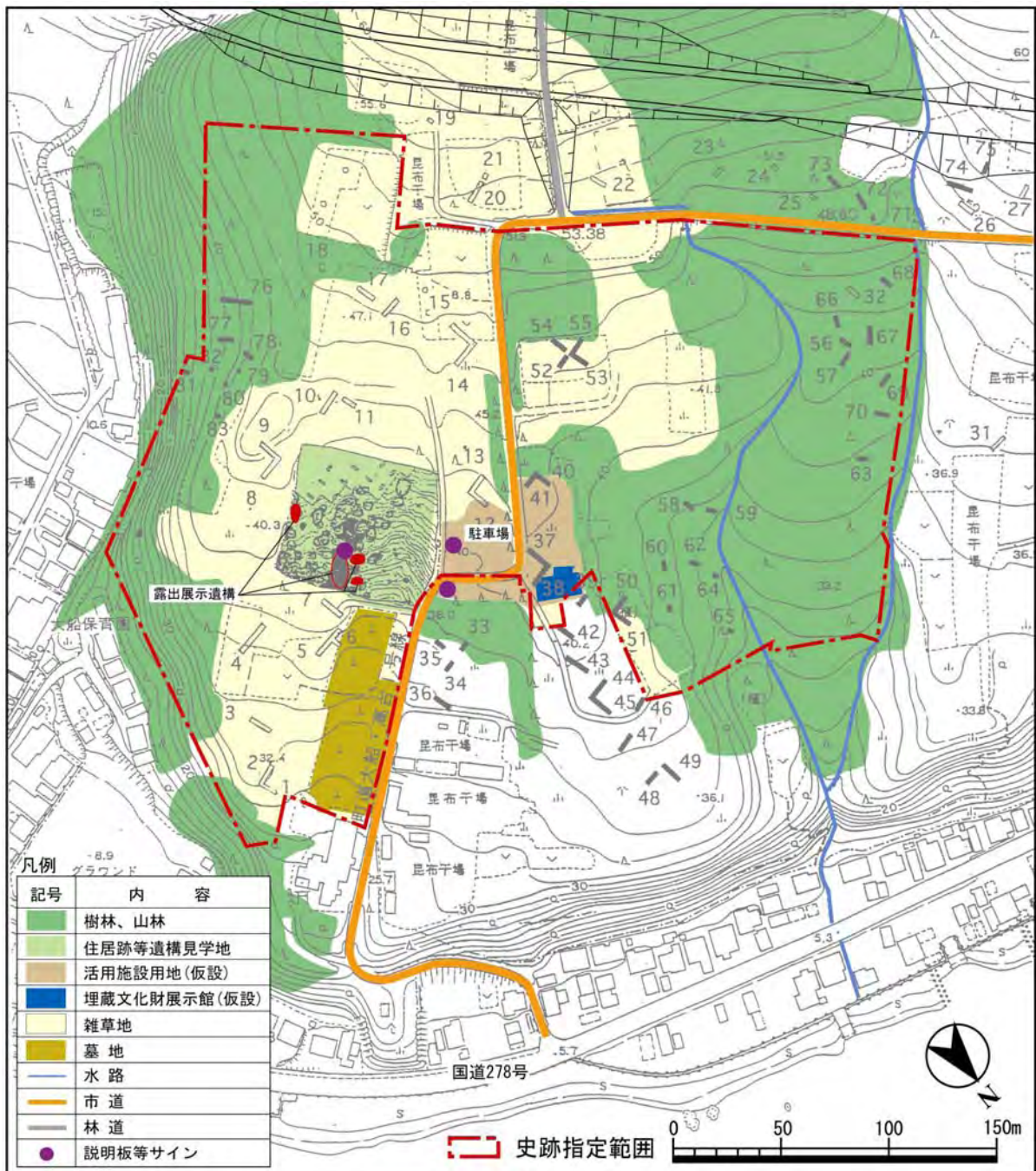


単純な林層からなる北側樹林地

② 社会条件

<土地利用・主な施設>

史跡大船遺跡は、かつては畑地、昆布干場などとして利用されていたが、現在は中央を海岸部の国道278号から分岐する市道（大船・高台1号線）が貫き、指定地の西端で北方向に折れるが、屈曲点付近で西方の山間部へ続く林道がとりついている。市道は、史跡の東に隣接する昆布干場等への利用に限定されている。発掘調査により検出された住居跡等がある中央部の約3,600㎡が露出展示されており、見学地の北側に隣接して駐車場と大船遺跡埋蔵文化財展示館（開館期間4月1日～11月13日、開館時間午前9時～午後5時、入館料無料）があり、史跡説明板も数箇所設置されている。展示館は年間約1万人ほどの来訪者がある。また、見学地の東側には近年中に移転が予定されている墓地がある。



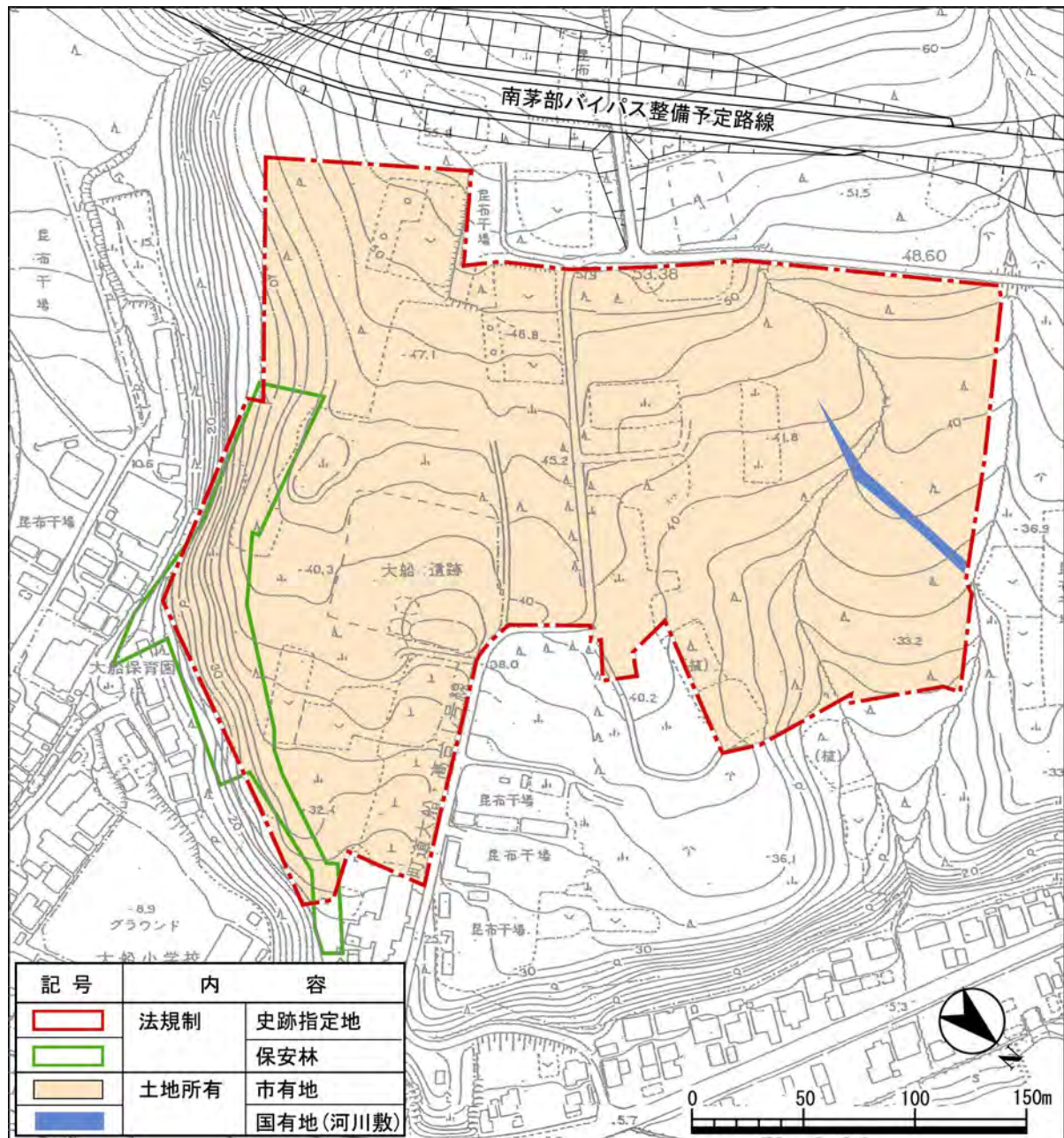
土地利用図

<法規制・土地所有・周辺開発計画>

史跡大船遺跡に係わる主な法規制は、全域が文化財保護法に基づく史跡に指定されている他は、大舟川に面した南側斜面の樹林が森林法に基づく保安林（土砂崩壊防備）に指定されている。史跡指定地では現状変更行為についての規制が、保安林指定地では立木の伐採・土地の形質の変更等にあたっての規制がある。

史跡大船遺跡は平成15年度までに全域が公有化されておりほぼ全域が市有地である。一部北側水路が国有地（国有水路）となっている。

史跡大船遺跡の西側の海岸段丘上に国道278号のバイパス（南茅部バイパス）の整備が予定されている。南茅部バイパスは尾札部一川汲間は既に開通しており、史跡周辺は平成24～25年の整備予定である。現在の計画では史跡西端を通る市道にとりつく林道の起点から50mほどの地点を史跡に平行に通る予定で、整備後は史跡へは専らバイパス―林道を通して西側からアプローチすることになる。



法規制・土地所有図

第3章 整備の方向性

(1) 計画の前提となる構想

史跡大船遺跡の整備については、平成18年2月に「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」（以下『基本構想』という）が策定されている。史跡大船遺跡復元整備基本計画は、この『基本構想』を前提として策定するものである。以下に、『基本構想』に示された内容の骨子を示す。

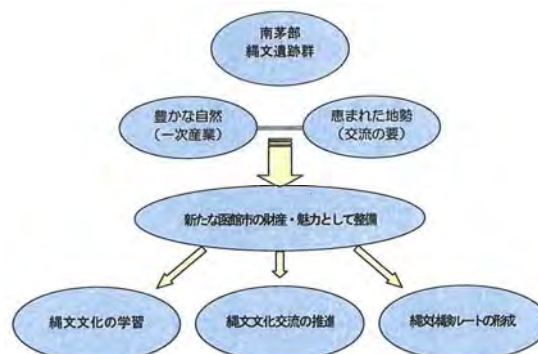
1. 整備の目的

北海道の厳しい自然環境のなかにあつて、比較的温暖な海洋性気候にある函館市においては、食料となる豊かな水産資源や交流の要となる地勢に恵まれ、はるか数千年前から縄文文化が栄えていた。また、縄文時代においては、亀田半島全域が同一の文化圏であつただけでなく、本州産のヒスイの装飾品やアスファルト塊が数多く出土していることから、津軽海峡を越えて北東北地域との交流も盛んに行われていたと考えられる。

この恵まれた自然環境は、現在の水産業に代表される地域の一次産業を支える資源として私たちに引き継がれ、さらに、活発に行われた人的・物的交流は、歴史とともに積み重ねられ、今日の経済基盤や未来の函館を形づくる源となっている。

こうした地域の歴史を学び、次代に引き継いでいくため、南茅部縄文遺跡群の保存・活用に努めるとともに、縄文時代から続く交流の歴史を市民共有の財産として活かす事業展開を行うことにより、個性豊かな地域づくりに寄与するほか、合併後の函館市に共通する縄文文化の情報発信と交流促進に向けた拠点づくりを進め、一体性の速やかな確立を図るものである。

- 縄文時代から、高度な文化が栄えていたという歴史認識を共有するとともに、縄文文化を学ぶ機会を高めることにより、市民のアイデンティティの確立に努め、郷土を想う心を育むことをめざす。
- 縄文時代から、広域の文化圏を形成し、当時から地域間の交流が盛んであつたことを踏まえ、「北の縄文文化回廊づくり」と連携し、縄文文化交流をテーマとした地域間交流や異文化交流など、様々な交流活動の一層の推進を図る。
- 縄文文化を通して地域の自然環境や一次産業に光を当て、遺跡や出土品を活かした魅力ある生涯学習の機会を創出し、広域的な縄文体験ルートの形成をめざすとともに、水産業や観光など、地域産業の振興に努める。



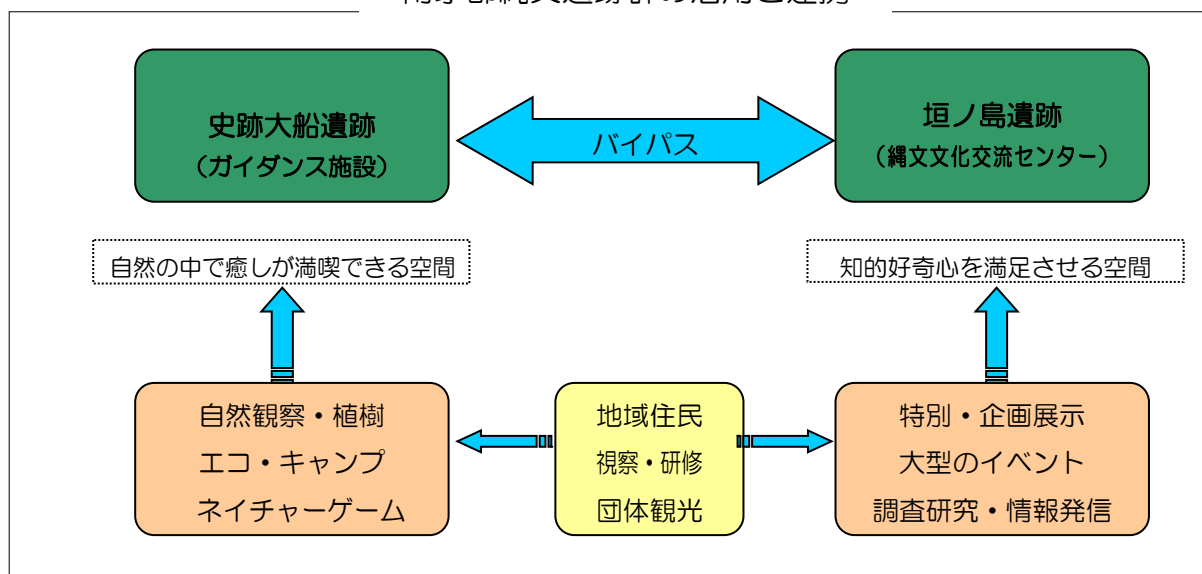
2. 整備の基本方針

(ア) 施設整備の方向

南茅部縄文遺跡群の整備にあたっては、史跡大船遺跡と垣ノ島遺跡を二大拠点地区として捉え、それぞれの位置づけや機能を以下のように設定し、各遺跡の持つ特徴を活かした遺跡公園として整備し、連携を図るものとする。

遺跡	史跡大船遺跡	垣ノ島遺跡
位置づけ	恵まれた自然を活かした 縄文体験・環境学習の場	中核的な遺跡の役割を担う 縄文文化交流・観光の拠点
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察や縄文体験を实践 ・学校等の各種研修に対応 ・自然と人との関わりをテーマとした学習の場 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要遺物を公開・展示 ・大型観光の誘致 ・各種イベントの開催 ・調査・研究の充実（NPOと連携）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・竪穴住居等の復元 ・散策路の整備（自然観察に活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・馬蹄形盛土、各時代の集落跡復元 ・縄文広場の整備（イベントに活用） ・大型駐車場、公園等の外構の整備
施設	ガイダンス施設 <ul style="list-style-type: none"> ・展示室（大船遺跡の出土品） ・ガイダンス（テーマ：大船遺跡の自然と生活） ・売店（特産品） ・休憩室（見学者等） 	縄文文化交流センター <ul style="list-style-type: none"> ・特別展示室（重要文化財「中空土偶」等） ・常設展示室（縄文に関する展示・研究） ・多目的室（体験学習・レクチャー・視聴覚機能） ・ミュージアムショップ・カフェ ・事務室（NPO・ボランティア共有）

南茅部縄文遺跡群の活用と連携



(イ)ソフト事業の展開

①縄文文化の学習

○縄文体験講座の展開

縄文土器づくりやシカ角釣針づくりなど、様々な縄文体験講座を通じて、縄文時代の技術や精神性を伝えるとともに、地域の貴重な歴史的財産である縄文文化の学習と普及を図る。

○市民参加の推進

縄文遺跡を活用した地域づくりにおいて、最も大切なことは、縄文文化を地域の財産として捉え、自らが、普及活動などの市民活動に積極的に参加しようとする意識と力を育むこと（キャパシティ・ビルディング）である。そのため、ボランティア組織の育成を行い、遺跡ガイドや普及活動において、多くの市民や児童・生徒が参加できる環境づくりを推進し、見学者に対するホスピタリティの充実を図る。

②縄文文化交流の推進

○民間団体の交流を促進

道内外においては、地元の縄文遺跡を守り、普及を図っている民間団体があり、縄文文化を活用した地域づくりの基礎となる活動を行っている。特に、南茅部地域の「北の縄文 CLUB」は、青森県の三内丸山応援隊など、北東北3県の民間団体と連携を深め、共通のイベント等を開催していることから、今後も、民間レベルの交流活動を一層促進させるとともに、地域に根ざした、縄文文化交流を促進させる。

○北の縄文文化回廊づくりとの連携

平成15年9月に開催された北海道・北東北知事サミットにおいて、この地域を「北の縄文文化回廊」として内外に広くアピールしていくことが合意された。これは、縄文文化の価値を地域の財産として見直し、地域間交流や情報発信を行いながら魅力ある地域づくりを推進するとともに、世界遺産の登録も視野に入れたプログラムで、サミットに向けて北海道知事が南茅部縄文遺跡群を視察し、地元の関係者や民間団体と意見交換を行った。縄文遺跡群の活用にあたっては、こうした広域プロジェクトとの連携を図りながら、交流活動を一層推進する。

③縄文体験ルートの形成

○縄文ネットワークの形成

ヒスイ、アスファルトや、黒曜石など、縄文時代の人々が交易を行った道、いわゆる「縄文の道」を、現代の私たちが追体験するため、新たな縄文体験ルートを創出する。

また、地域資源の保全・改善に取り組むことにより、美しい景観づくり、活力ある地域づくりを図る「シーニック・パイウェイ」構想により、道路沿いに広がる自然、歴史、考古資料などの地域の資源を活用するとともに、自然に育まれた縄文文化をキーワードとして、地域の自然環境と食文化を連携させた個性豊かな地域づくりを推進する。また、これらの地域がネットワークを組むことによって、観光ルートとしての魅力を高める。

- ・ 亀田半島ルート：縄文から続縄文へ（函館空港遺跡群、戸井貝塚、恵山貝塚）
- ・ 噴火湾ルート：国史跡等の縄文遺跡群（南茅部縄文遺跡群、森町鷺ノ木5遺跡、伊達市北黄金貝塚）
- ・ 津軽海峡ルート：渡島半島と北東北地域に広がる円筒土器文化圏（特別史跡三内丸山遺跡）

(ウ) 整備イメージ

恵まれた自然環境の中で時空を超えた癒しが満喫できる空間



a. 復元ゾーン

竪穴住居の復元

大船遺跡の竪穴住居跡は、規模が大きく、深さが約2m以上もあります。この竪穴住居跡を保存処理して公開するとともに、完全に復元した竪穴住居も数棟展示します。



竪穴住居の復元を体験

参加者みんなで実際に木を組み、縄文時代の竪穴住居の復元を体験します。



縄文の暮らし体験

縄文土器や石器の製作、縄文食の調理体験など、当時の暮らしを楽しく体感できるプログラムを編成します。



b. 自然観察ゾーン

サケ遡上見学

縄文人は、クジラや魚を捕るなどして、海や川の恩恵を受けていました。現在でも、サケや昆布は南茅部の代表的な産物であり、秋には、大舟川でサケの遡上を見ることができます。



縄文の森散策

大船遺跡に接して広がる縄文の森を散策し、植物や川の生物を観察しながら、縄文時代の自然に触れてもらいます。



植林・植栽

クリやニワトコなど、森の植物は、縄文の人々にとって重要な食料であり生活の道具でした。市民の参加による植栽を行い、縄文の森を復元します。



c. ガイダンス施設

環境学習をより深めるために、自然と人との関わりをテーマにしたガイダンス施設を整えます。また、地域の特産品を紹介するコーナーも設置します。



(2) 整備目標

基本構想において、史跡大船遺跡周辺を含む南茅部遺跡群ならびに噴火湾縄文文化圏、津軽海峡縄文文化圏を取り込んだ、基本構想のテーマは、『未来をひらく縄文文化交流の道』としている。この中で、史跡大船遺跡の整備は、自然観察や環境学習に対応できるように「恵まれた自然環境の中で時空を超えた癒しが満喫できる空間」を基本コンセプトとしている。

ここでは、この基本コンセプトを踏まえ、史跡大船遺跡及び周辺の整備目標を以下のように定める。

■遺跡と遺跡をとりまく環境の保存と再生

～遺構, 自然環境, 風土環境等の保存と再生を目指す～

- ・文化財としての遺構の保存を図る。
- ・遺構を支える基盤としての周辺を含む地形等自然環境や良好な風土環境の保全を図る。
- ・縄文時代の姿が想起できるよう往時の風景(景観)の再生を図る。

■文化財としての価値の顕在化

～貴重な歴史的文化遺産の利活用を目指す～

- ・発掘調査等各種調査や研究の成果を整備に反映するとともに、これらの情報等の発信を図る。
- ・南茅部遺跡群はもとより、地域の歴史と文化と自然が満喫できる拠点としての学習施設等の整備を図る。
- ・周辺の文化財や観光レクリエーション施設等との道路や情報等によるネットワークの構築を図る。

■ひとづくり, まちづくり拠点の形成

～ひとづくり, まちづくりに連動する場づくりを目指す～

- ・住民にとって身近に活用でき、歴史や文化や自然と親しめ、憩える公園的整備を図る。
- ・歴史、文化、自然ならびに体験を通じての交流により、郷土愛を育むことができるソフト、ハード両面の整備を図る。

(3) 整備の基本的考え方

整備目標を具現化するため、整備目標から想定される整備の基本的考え方を以下のように設定する。

< 整備目標 >

■遺跡をとりまく環境の保存

- ・遺構の保存
- ・自然環境，風土環境の保全
- ・縄文景観の再生

■文化財としての価値の顕在化

- ・調査，研究の成果の整備への反映と情報発信
- ・歴史，文化，自然の学習施設等拠点施設整備
- ・周辺諸施設等とのネットワークの構築

■ひとづくり，まちづくりの拠点形成

- ・文化・観光拠点としての整備
- ・歴史・文化・自然公園としての整備
- ・郷土愛を育む情操を涵養できる場とシステムの整備

< 整備の基本的考え方 >

■遺構の保存整備

- ・発掘調査等の成果を踏まえ，遺構の状況に応じ，必要な厚さの覆土等による保存整備を行う。
- ・樹根の成長，倒木等により遺構に損傷を与えると判断される既存木は適宜伐木する。
- ・崩落等により，地形の改変が予測される箇所については必要に応じ適切な崩落防止策を講じる。

■自然環境・風土環境の保全

- ・大規模な集落の形成には，その地形や地理的要因が重視されたと思われるため，遺跡を支える周辺地形の保全を図る。(必要に応じた適正な崩落防止対策を行う。)
- ・後世において改変されたと判断できる地形については復元整備を行う。
- ・ザリガニやエゾサンショウウオ等の動物の生息環境の保全を図る。

■縄文景観の再生整備

- ・往時の集落景観が偲ばれるよう竪穴住居等の復元を行い，縄文時代の景観の再生を図る。
- ・後世に植林されたスギ等樹林は伐採し，必要に応じ，植生調査等の調査成果を踏まえ往時の樹種を植栽する。
- ・主要な視点場においては眺望を確保するとともに，人工構造物等については修景等整備に努める。

■遺構や良好な自然環境の活用整備

- ・竪穴住居跡や盛土遺構等の特徴を活かし，遺構の復元，表示，露出展示等の整備を行う。
- ・遺跡の価値を顕在化するため，遺跡についての説明や遺物等の展示が可能な学習施設の整備を行う。
- ・貴重な歴史的文化遺産と良好な自然環境を活かし，地域の歴史や文化や自然と触れあえる公園，観光施設とするため，来訪者のための受け入れ施設の整備を行う。

■ネットワーク整備

- ・数多く分布する周辺の文化財や観光施設等との連絡道路，道標サイン等ネットワークルートを整備する。
- ・周辺の核的施設や交通拠点等との情報ネットワークを整備する。
- ・イベント，研究会，歴史体験講座等の開催を通じ，交流の輪を広げ，人的ネットワークを構築する。

■シンボル・モニュメント空間整備

- ・地域を代表する文化財として官民一体となった整備・運営管理を促進し，地域の人達にとって親しみもてるモニュメント(記念碑・記念建造物)空間として整備する。
- ・地域ボランティアの育成等に努め，また体験学習等を通じて，地域の人達にとって物理的，精神的拠りどころとなるシンボル空間となるよう整備を図る。
- ・函館市の新たな地域づくり(都市施設の拡充，産業施設，観光振興等)に連動できるようなシンボル・モニュメント空間としての整備を図る。

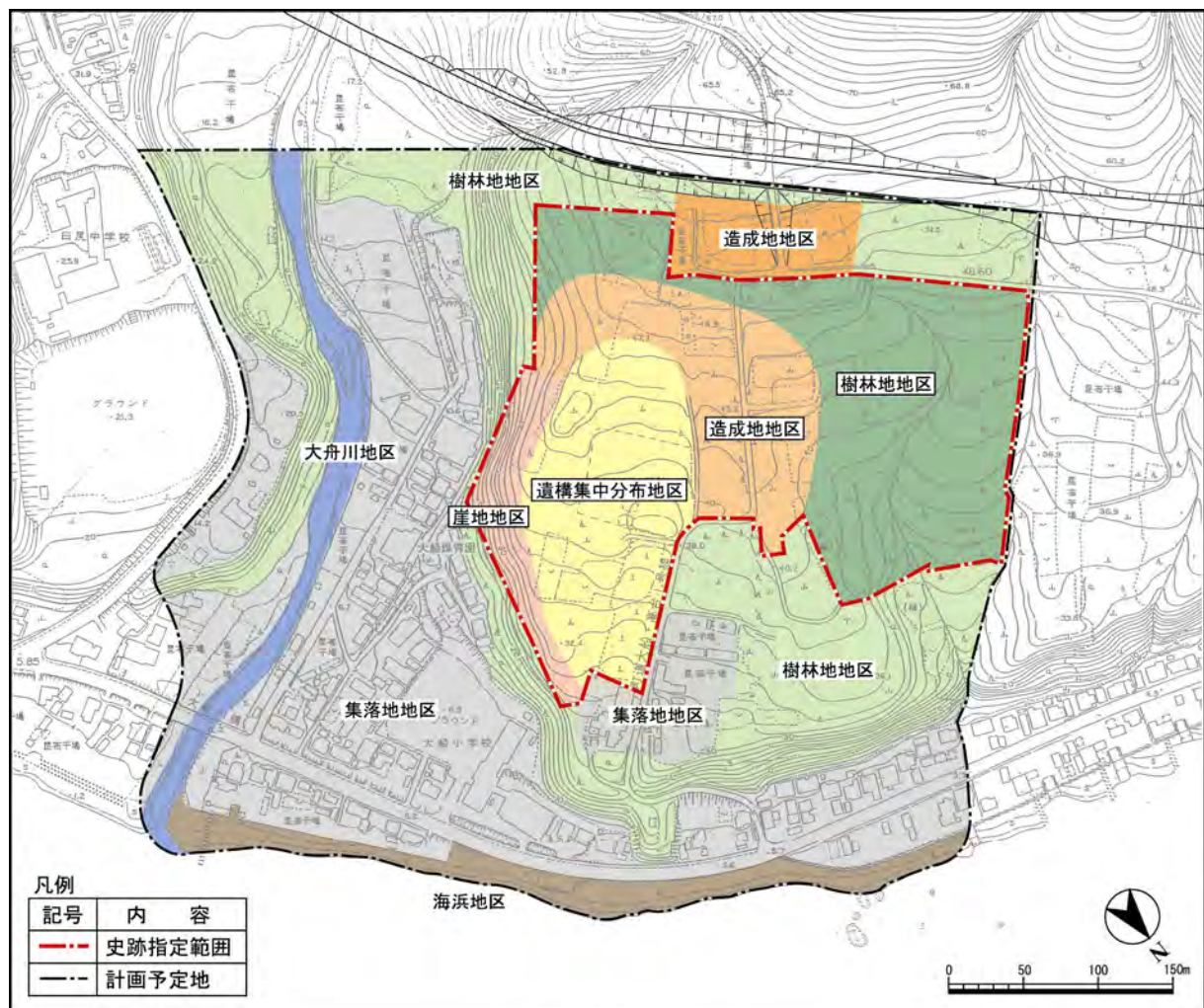
第4章 基本計画

(1) 地区区分と地区別整備方針

整備の基本的考え方に基づき計画予定地の整備を図るが、計画予定地は遺構の分布状況、地形や植生等自然条件、また現況土地利用、土地所有等社会条件により、地区毎に差異を有している。そのため、地区毎の特性に応じた地区区分を行い、地区毎の特性を反映した整備方針を設定する。

① 地区区分

計画予定地はその特性等により大きく史跡指定地と史跡指定地外に区分できるが、これらの地区はさらにいくつかの地区に区分することができる。



地区区分図

② 各地区概要

区分	細区分	概要
史跡指定地区	遺構集中分布地区	史跡指定地の南東側ほぼ中央の数多くの大型竪穴住居跡や盛土遺構が確認されている地区。地形は概ね北東向き緩斜面地である。現在一部遺構が露呈されており、また所々に独立木が分布する。なお、地区北側一部が現在墓地として利用されているが、墓石等については近い将来移設される予定である。
	造成地地区	遺構集中分布地区の西側に当たり、一部地形が平坦に造成されている地区。地区中央を北東から南東にかけて市道が走り、地区の北東部には現在、埋蔵文化財展示館(仮設、便所を有する)が設置されている。大半が裸地で仮設の駐車場としても利用されている。
	樹林地地区	史跡指定地の北西側、南西側の樹林地の地区。地形は概ね北東向き緩傾斜地である。主たる植生はトドマツ、スギ植林、クヌギ等雑木である。所々に小さな沢が走り、ザリガニ、エゾサンショウウオ等の生息が確認されている。
	崖地地区	史跡指定地の南東部に当たる地区。地形は海岸段丘の南東向き急斜面地で、現況は植林地となっているが、一部崩落防止擁壁が施工されている。保安林(土砂崩壊防備)に指定されている。
史跡指定地外地区	大舟川地区	史跡指定地区の南側を北東方向に流下する河川地区。毎年サケの遡上が見られ地域個有の自然環境を有している。
	樹林地地区	史跡指定地区をとりまくように、また大舟川地区の南東側に分布する地区。後世において、大きな地形の改変を受けてない地区で大半が樹林地となっている。一部海岸段丘の崖地が分布し、保安林(土砂崩壊防備)に指定されている。民有地である。
	造成地地区	史跡指定地の中央南西側に接する地区で、後世において小規模な造成がみられる地区。現在は大半が草地である。北東側は市道に接し、また地区中央を市道(林道)が走っている。民有地である。
	集落地地区	主として史跡指定地の海側の低地の平坦な地形を有する地区。住宅や漁業関連施設、小学校、道路が分布する。公有地、民有地が混在する
	海浜地区	太平洋に面した海浜で、比較的大きな礫の浜となっている地区。

③ 地区別整備方針

地区毎の特性等を考慮し、各地区の整備方針を以下のように設定する。

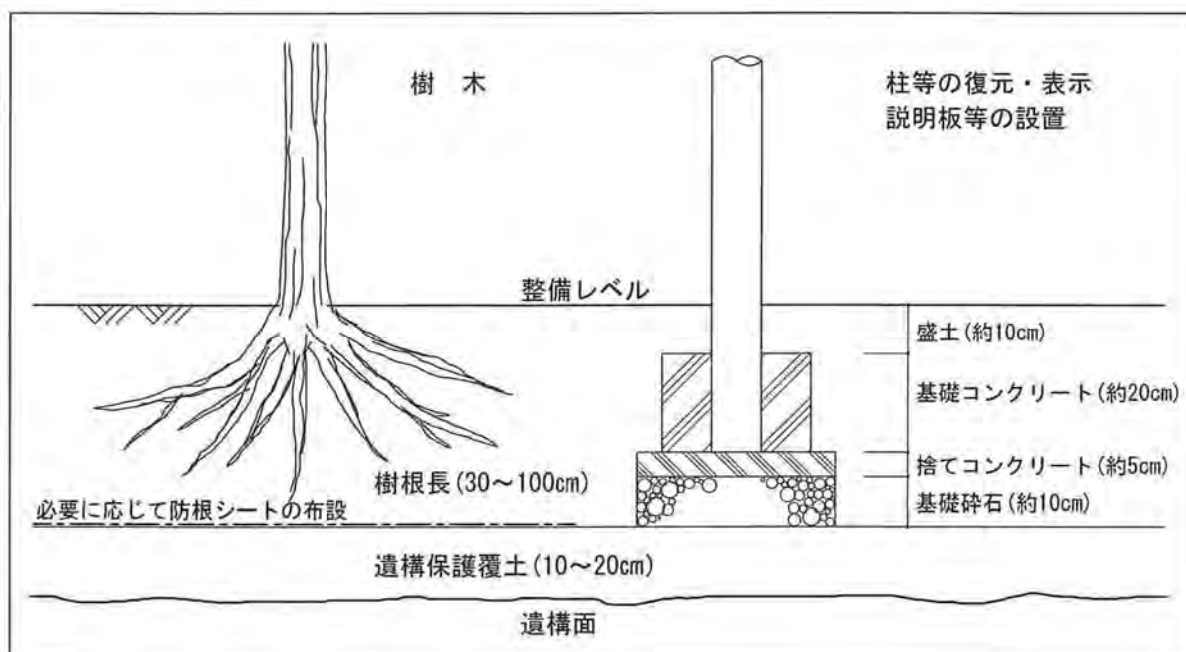
区分	細区分	概要
史跡指定地区	遺構集中分布地区 (遺構保存活用整備地区)	遺構保存活用整備地区として位置づけ、発掘調査等各種調査、研究の成果を踏まえ、竪穴住居跡、盛土遺構の遺構を覆土等により保存した後、その直上において、復元、表示等の整備を行い、縄文景観の再生を図る。
	造成地地区 (地形復元園地形形成地区)	発掘調査等の成果を踏まえ、往時の地形の復元を図るとともに、比較的平坦な地形を利用し、野外での歴史体験や研修が可能な広場を整備する。
	樹林地地区 (自然利用地区)	自然利用地区として位置づけ、植林されたスギ、トドマツ林等は伐木するものの可能な限り既存木を活用し、新たな植栽を適宜行い、縄文時代の林相を有した縄文の森としての整備を行う。またザリガニ、エゾサンショウウオ等の生息する小沢沿いに散策路を整備し自然観察の森としての整備も図る。
	崖地地区 (現状保全地区)	現状の地形、植生の維持を基本とし、現状保全を図る。ただし保安林(土砂崩壊防備)に指定されていることもあり、土砂崩壊防止のため必要に応じ、土留等防災対策を行う。また南東側へ大舟川への眺望を確保するため、必要に応じ樹林の整枝、間伐を行う。
史跡指定地外地区	大舟川地区 (自然活用地区)	現状保全を原則とするが、大舟川におけるサケの遡上観察のためのスポット的な視点場の整備を検討する。
	樹林地地区 (現状保全地区)	現状の地形、植生等自然環境の維持を基本とし、現状の保全を図る。ただし、土砂崩壊が予測される箇所については土砂崩壊防止対策を行う。また、地権者等関係者の理解と協力を仰ぎ、史跡指定地区の主要な視点場からの眺望確保のため、適宜樹木の整枝、間伐を行う。
	造成地地区 (自然再生地区)	史跡大船遺跡に接したバッファゾーンとして位置づけ、地権者等関係者の理解と協力を仰ぎ、史跡指定地区及び史跡指定地外地区の樹林地地区と一体となった樹林地となるようその再生に努める。
	集落地地区 (修景整備地区)	貴重な文化財である大船遺跡の足元を支えるバッファゾーンとして位置づけ、住民等関係者の理解と協力を仰ぎ、建物の高さ、色等について、歴史的、文化的環境にふさわしい修景整理に努める。
	海浜地区 (自然利用地区)	広大な海への眺望、海辺の散策等が楽しめるよう現状の地形、景観等自然環境を保全する。

(2) 基盤整備計画

① 造成計画

貴重な地下遺構が残る史跡指定地の造成は以下のとおりとする。

- ・ 史跡指定地は、一部を除いては十分な発掘調査がなされていないため、今後の発掘調査等により、遺構レベルを確認した上で、整備レベルを決定するものとする。
- ・ 遺構レベルの確認成果を踏まえ、可能な限り、往時の地形の復元に努める。
- ・ 造成工事に際しては、遺構の保存を前提とし、また整備施設の基礎厚さや植栽の樹根長ならびに凍結深度等を考慮し、遺構面を必要な厚さで覆土することを原則とする。
- ・ 史跡指定地周辺の道路等とのすりつきは、段差がつく場合には自然なかたちで法面を形成し、違和感のないものとする。
- ・ 造成は、整備後の雨水や地下水等の排水を考慮し、また、必要に応じて土壌改良を行うなど、整備後の維持管理にも考慮したものとする。



遺構面保護のための盛土厚さの考え方

② 雨水排水計画

史跡指定地における雨水排水は以下のとおりとする。

- ・ 往時の地形復元を目指した造成レベルに従った雨水排水系統とする。
- ・ 整備地の縁辺等の側溝等雨水排水施設は設けないことを基本とする。そのため整備後の雨水排水係数に極力変化を与えないような舗装、仕様、植栽等を選定する。
- ・ 既存の小沢等を水路として活用する。
- ・ 解説展示施設等整備建物の屋根排水は樋、会所を設け、最寄の水路に放流する。

(3) 遺構整備計画

史跡大船遺跡においては竪穴住居跡、盛土遺構、食料貯蔵のための土坑等が確認されているが、遺構集中分布地区(遺構保存活用整備地区)での整備対象となる遺構は竪穴住居跡と盛土遺構である。これらの遺構の整備手法としては復元展示、立体表示、複製展示、平面表示等が想定される。これらの遺構はいずれも脆弱であり、また、冬季の凍結を考えると遺構の露出展示は遺構保護施設の設置が不可欠となる。そのため史跡指定地における遺構整備は遺構面を必要厚さの覆土で保護した後、遺構の直上で整備を行うことを基本とする。

① 竪穴住居跡

(ア) 整備の対象とする遺構

これまで発掘調査で竪穴住居跡が百数十軒確認されているが、幾度も建替が行われている。

整備の対象とする遺構は、当遺跡の特徴である・大型建物であること、・いくつかの住居形式があること、・いくつかの祭祀施設の形式を有していること、・深い竪穴であること、・建物の分布密度が高く、・遺構が切り合っていることなどが表現できるよう選択するものとする。

なお、具体的な整備手法については各遺構の遺存状況等を考慮し決定するものとする。

整備対象とする竪穴住居跡遺構

<復元展示整備(完全復元)>

名称	位置	平面形	規模(m)			主軸方向	主柱 (本)	炉の形態	住居形態 施設区分	調査 時期
			長さ	幅	深さ					
H-16	8-4	船形	7.95	5.5	0.83	N-133°	8	石囲炉	ⅢD	H12
H-95	4-8	楕円形	8.2	6.0	1.50	N-125°	4	埋甕炉	ⅡA	H11

<立体表示整備(骨組)>

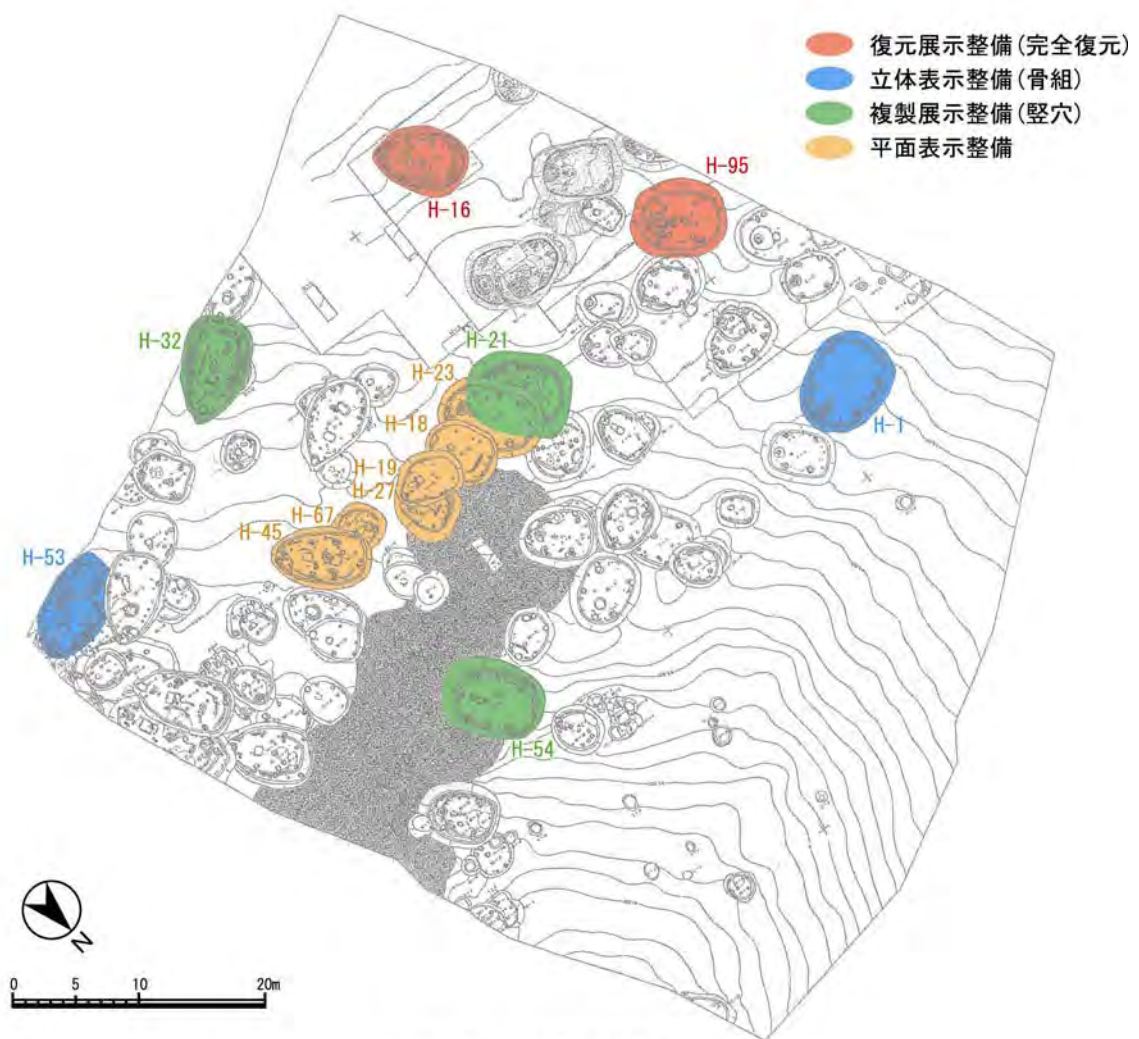
名称	位置	平面形	規模(m)			主軸方向	主柱 (本)	炉の形態	住居形態 施設区分	調査 時期
			長さ	幅	深さ					
H-1	4-13	小判形	8.3	6.4	1.65	N-65°	4	埋甕炉	ⅡA	H8
H-53	18-7	船形	8.0	5.0	1.05	N-62°	6	石囲炉	ⅢD	H8

<複製展示整備(竪穴)>

名称	位置	平面形	規模(m)			主軸方向	主柱 (本)	炉の形態	住居形態 施設区分	調査 時期
			長さ	幅	深さ					
H-21	8-10	小判形	8.3	6.7	2.0	N-137°	8	石組埋甕炉	ⅡB	H8
H-32	13-5	船形	8.7	5.4	1.10	N-47°	8	石囲炉	ⅢD	H8
H-54	13-14	小判形	8.3	6.3	2.4	N-142°	6	石囲炉	ⅡB	H8

<平面表示整備>

名称	位置	平面形	規模(m)			主軸方向	主柱 (本)	炉の形態	住居形態 施設区分	調査 時期
			長さ	幅	深さ					
H-18	11-9	小判形	6.0	4.8	1.04	N-152°	4	石囲炉	ⅢC	H8
H-19	12-9	不整の卵形	5.6	4.2	1.04	N-84°	不明	石囲炉	ⅢD	H8
H-23	10-9	小判形	8.4	6.0	1.6	N-144°	6	石囲炉	ⅡB	H8
H-27	12-10	小判形	5.6	4.7	1.7	N-162°	不明	埋甕炉	ⅡA	H8
H-45	14-9	船形	8.0	5.1	1.2	N-131°	6	石囲炉	ⅢD	H8
H-67	13-9	卵形	4.6	3.9	1.3	N-77°	4	石囲炉+埋甕炉	ⅢB	H8

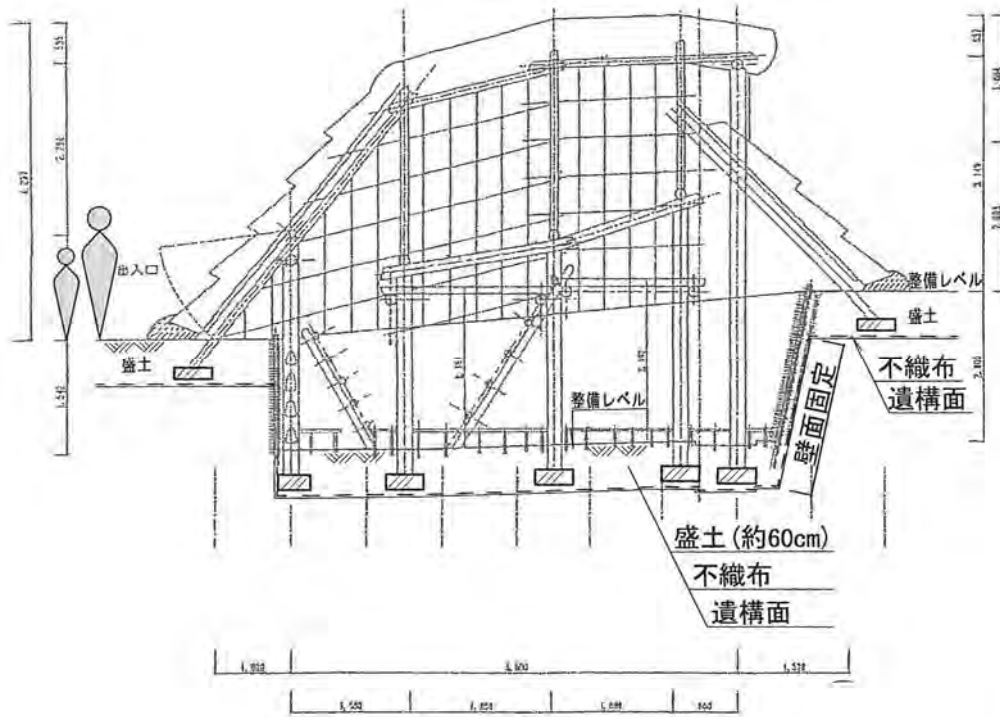


整備対象とする竪穴住居跡

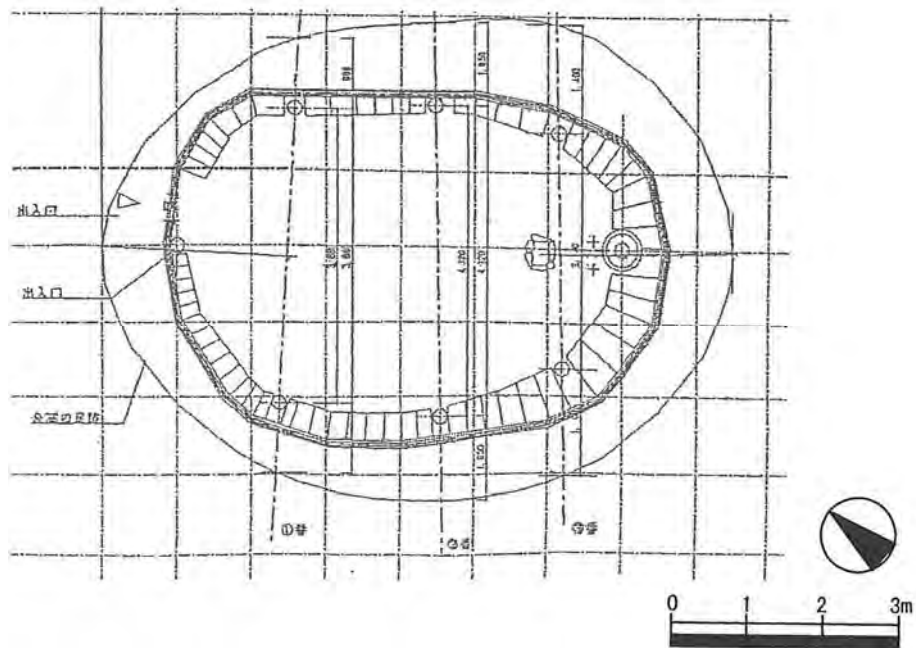
(イ) 整備手法

<復元展示整備(完全復元)>

- ・遺構面に不織布を布設した後、約60cmの盛土を行う。
- ・盛土法面は擬土吹付仕上もしくは薬剤で強化固定する。
- ・想定される木組、屋根構造、仕様をもって往時の姿を復元する。
- ・住居内の祭壇施設や炉跡も復元展示する。



H54 断面図 S=1/100

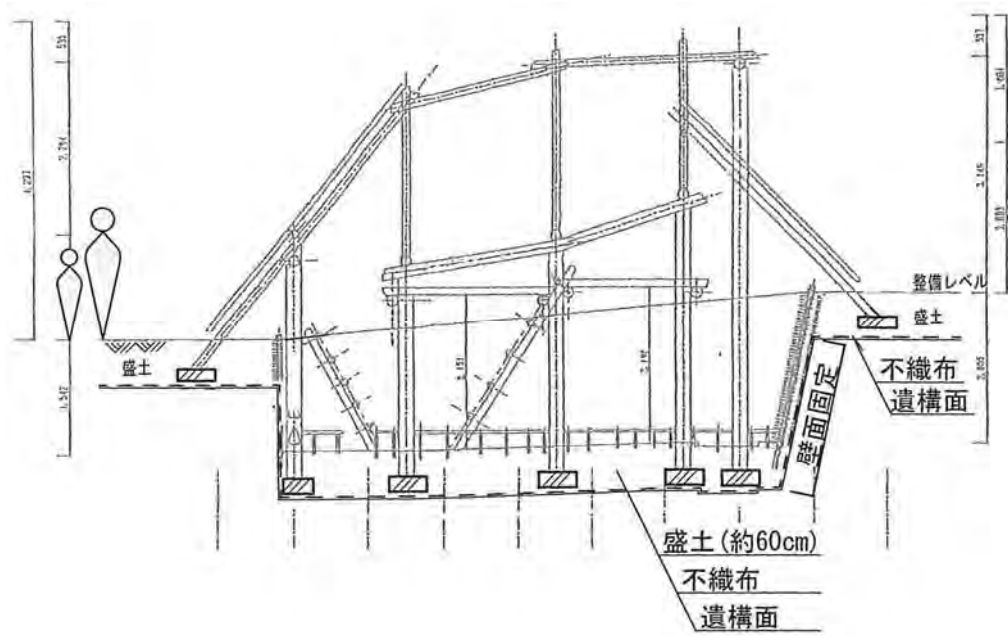


H54 平面図 S=1/100

『大船C遺跡調査検討委員会中間報告書』(平成12年2月)資料編集

<立体表示整備(骨組)>

- ・遺構面を保護した後，住居上部構造の内，軸組だけを復元展示する。
- ・床面の掘込みは50cm程度とする。(梯子は設けない。)
- ・住居内の祭壇施設や炉跡も整備する。
- ・見学者は内部に立入れる。



断面図 S=1/100

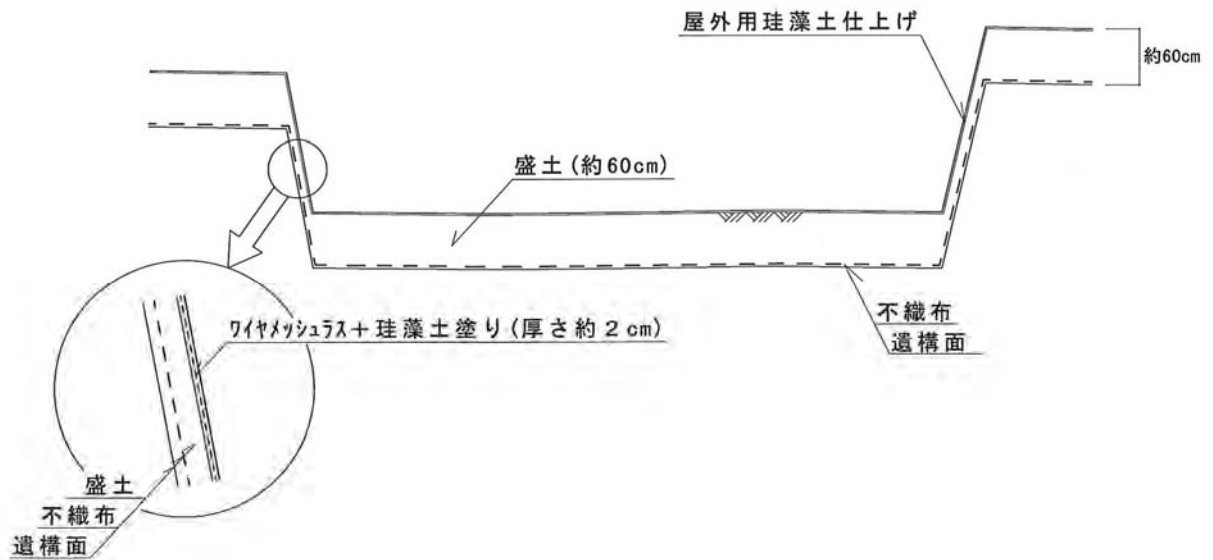
『大船C遺跡調査検討委員会中間報告書』(平成12年2月)資料編集



参考例：特別史跡登呂遺跡

<複製展示整備(竪穴)>

- ・本遺跡の特徴である住居跡の深い竪穴を遺構直上において複製展示する。
- ・遺構面に不織布を布設した後、約60cmの盛土をし、表面はワイヤメッシュラス下地に遺構と同色の屋外用珪藻土で仕上げる。適所に目立たぬよう水抜きパイプを設置する。
- ・住居内の祭壇施設や炉跡も複製展示する。



<平面表示整備>

- ・遺構面を保護した後、竪穴住居跡の位置、規模、平面形状等を表示する。
- ・表示手法は、舗装、縁石等による。
- ・柱穴跡、炉跡等も表現することを検討する。



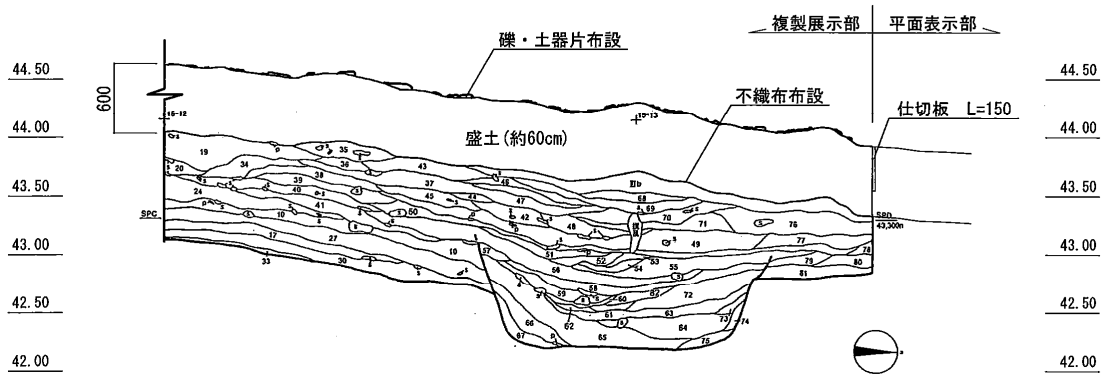
参考例：国史跡長者ヶ原遺跡



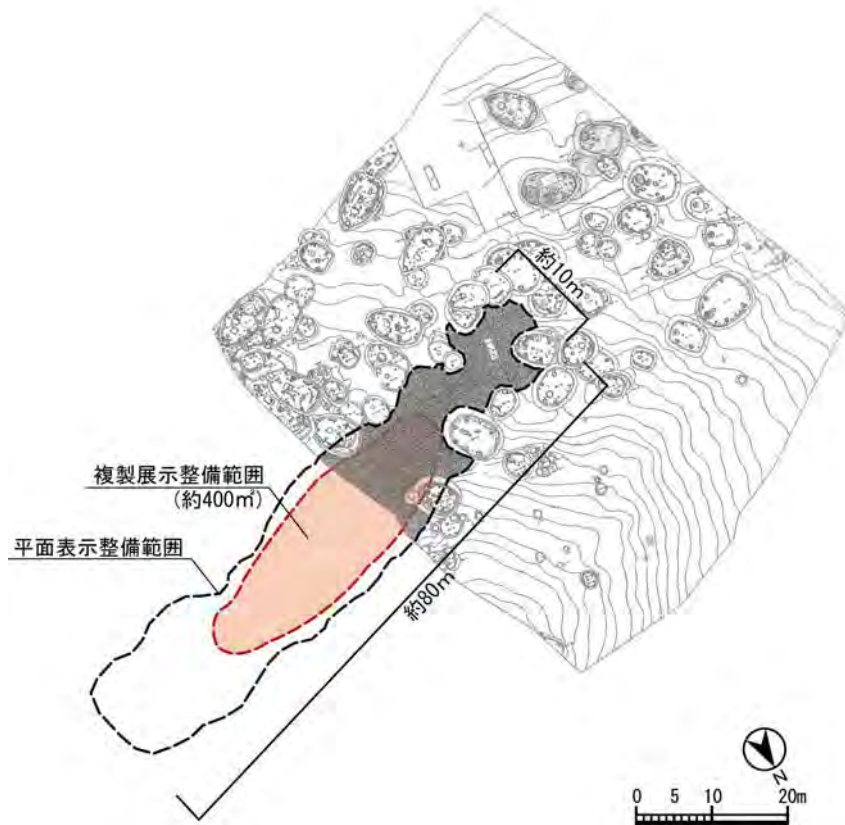
参考例：国史跡根古谷台遺跡

② 盛土遺構

- ・盛土遺構の規模は、幅約10m、長さ約80mであることが確認されたが、整備の主たる対象範囲は遺物の密度の高い西側の幅約10m、長さ約40mの範囲とする。
- ・遺構面に不織布を布設し、約60cmの盛土により遺構面を保護した後、遺構の直上で規模、形状を復元整備する。
- ・盛土表面は礫・土器片等を布設する。



複製展示部標準断面図 S=1/50



盛土遺構平面図 S=1/1000 『大船遺跡・ハマナス野遺跡 vol. XVII』資料編集

(4) 活用上必要な施設整備計画

計画予定地において、遺構整備施設に加え、文化財としての公開活用を促進し、来訪者のための快適性、便益性の向上を図るため以下に示す施設を整備する。

① 学習案内施設

(ア) 解説施設

- ・大船遺跡の歴史や当時の生活の様子を解説し、遺物のほか模型やパネル等を展示する施設。
- ・なお、施設については既設埋蔵文化財展示館を活用する。

(イ) 縄文の森

- ・植物や川の生物を観察しながら、縄文時代の自然に触れることができるよう、縄文の森を整備する。
- ・縄文時代の自然への理解を促すため、適宜説明板、名称板等を設置する。

(ウ) 案内板

- ・計画地全体の施設配置や内容等を案内する。
- ・計画地入口部に設置する。(2基)



参考例：石張り＋陶板



参考例：石張り＋陶板



参考例：石張り、スチール＋陶板



参考例：石＋陶板

(エ) 説明板・名称板・道標等

- ・遺構整備や生息する動植物等についての解説を行う。
- ・適宜名称板，道標等サインを設置する。



説明板参考例：スチール＋ホーロー板



縁台型説明板参考例：石張り＋陶板



名称板参考例：石＋陶板



道標参考例：石張り，ステンレス＋切り文字

② 園地施設

(ア) エントランス広場

- ・大船遺跡への入口部に整備する。
- ・適所に案内板を設置する。
- ・耐凍害性で文化的環境にふさわしい仕様材料を用い舗装を施す。

(イ) 体験学習広場

- ・屋外での歴史体験(石器づくり，土器づくり，竪穴住居建設，宿泊等)や学習等(写生，研修等)ができる草地広場を整備する。

(ウ) 展望所

- ・大舟川や太平洋が眺望できる展望所を適所に整備する。

③ 休養・便益施設

(ア) 駐車場

- ・解説展示施設に隣接して整備する。
- ・舗装は芝生や自然色舗装等歴史的文化的環境にふさわしいものとする。

(イ) 水呑み，足洗い場等

- ・必要に応じ設置する。

(ウ) 四阿，ベンチ

- ・展望所，体験学習広場等の適所に設置する。

(エ) 便所

- ・解説施設に設置する。



住居型四阿参考例：木＋鉄骨製



四阿参考例：木製



ベンチ参考例：木製



ベンチ参考例：石製

④ 安全管理施設

- ・照明灯，柵，車止め等必要に応じて設置する。



柵参考例：木製



車止め参考例：木製

(5) 動線整備計画

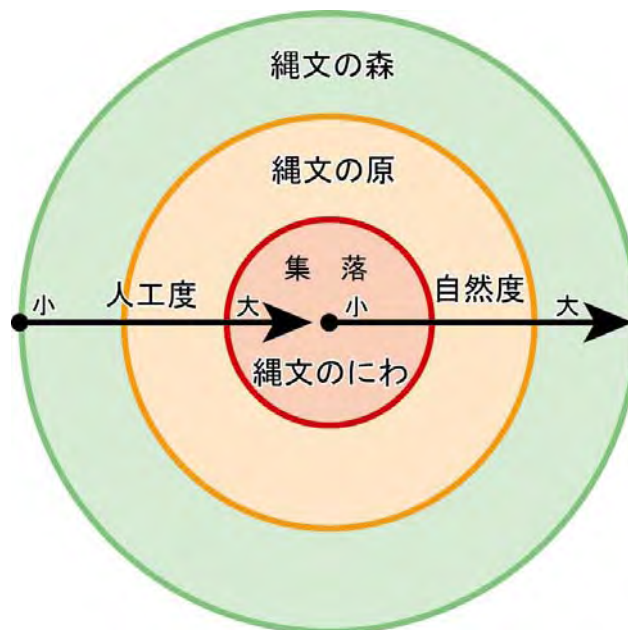
- ・現在，計画予定地へは国道 278 号より北側から市道を通してアクセスする形となっている。今後は，計画予定地南側に建設予定の国道バイパスからのアクセスも念頭に入れ，計画予定地南側にもエントランスを設ける。
- ・イベントや学習活動等の際，大型バスの通行が可能なアクセス道路の拡幅を検討する。
- ・国道および国道バイパスからの主動線の交差点等に認知・誘導のための道標等を設置する。
- ・遺構集中分布地区および造成地区については，基本的に管理用道路(幅員 2m程度)を兼ねた園路のみ整備し，その他は自由動線とし，強制動線は設けないものとする。
- ・園路は歴史的景観に配慮した仕様とする。
- ・樹林地地区内の園路は歩行者専用園路(幅員 1~1.5m)とし，舗装は行わないものとする。

(6) 植栽計画

計画地における植栽計画は，集落を中心とした縄文人の生活圏を考慮し，地区区分を行い，地区毎に応じてグラジュエーションを有する植栽とし，各種調査成果等を踏まえ，古植生の復元を目指すものとする。

① 植栽の地区区分

集落を中心に自然度(人工度)を考慮し，3つの地区に区分する。ここでは仮に3地区を縄文の森，縄文の原，縄文のにわと呼ぶこととする。



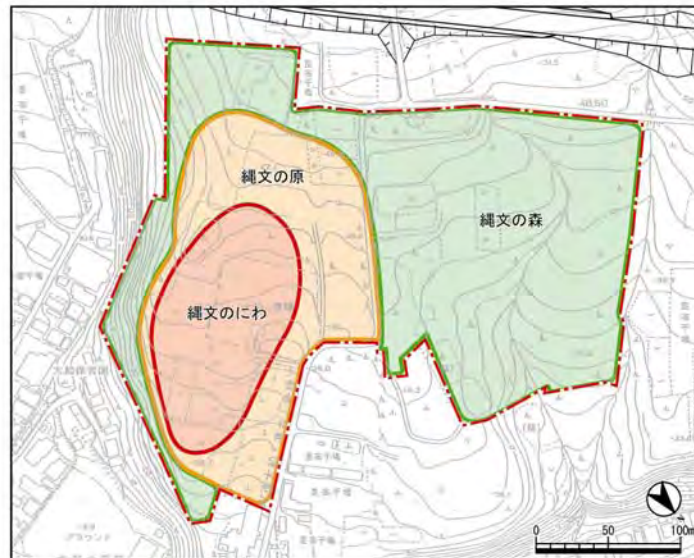
植栽の地区区分概念図

〔地区区分の定義〕

縄文の森：集落から最も離れた主として森林環境の地区で、建築資材の調達、動物や季節的な木の実等を採取するところである。

縄文の原：縄文の森と縄文のにわの中間に位置するところで、森に比べ樹木密度は低く主としてススキ草原などの草原環境であり、多様な食物や燃料等を採取するところである。

縄文のにわ：住居と一体となった空間で日常的に使われ、草本類等の生育するいわばキッチンガーデンや作業場的な地区をいう。



植栽の地区区分図

② 地区別植栽計画

- ・植栽の地区区分における各地区の位置づけを考慮し、各地区に応じた植栽を施す。
- ・現況においては、縄文の森を除いては本木類は殆どないため、必要に応じて、縄文の原等には新たな植栽を施すこととする。
- ・縄文の森においては近年植林されたスギについては伐採する。同じく近年植林されたトドマツについてはモニュメント的に多少残すが、伐採を基本とする。
- ・縄文の森については既存の落葉広葉樹は残し、また実生木等の成長を促し、自然な形での森林形成に努める。
- ・縄文の原等に導入する樹種は地域の在来種、固有種を基本とし、また整備後の体験学習等への活用や維持管理を考慮した樹種とする。
- ・植栽に際しては、遺構に対する樹根の影響を考慮し、必要に応じて防根処理を行う。また、眺望や周辺構造物等の遮蔽等も十分に考慮する。
- ・植栽については、児童生徒や市民による植樹なども行う。
- ・草本については、樹木を植栽してから自然に生育する様子を観察しながら、順次帰化植物を取り除く手法、また、伐採エリアを設けて火入れを行い、自然に育成させるなど、長期的な観察に基づく復元を行う。（二次整備）

③ 導入候補樹種

各地区の導入候補樹種は南茅部縄文遺跡群における植物遺体の調査結果も考慮し、以下のとおりとする。

地 区	導入候補樹種
縄文の森	ミズナラ, シナノキ, イタヤカエデ, オヒョウ, オニグルミ, キハダ, トドマツ, ヤマウルシ, ヤナギ, クリ等
	サルナシ, ヤマブドウ, クリ等
縄文の原	タニウツギ, キキョウ, オオヤマザクラ, オオウバユリ, エゾニワトコ等
	ススキ, エゾニワトコ等
縄文のいわ	ヒエ, アカソウ, オオバコ等

導入候補樹種一覧

<参考資料>

区 分	科 属	樹 種
木 本	マツ科	トドマツ, エゾマツ
	ヤナギ科	ヤマナラシ, ドロノキ
	クルミ科	オニグルミ, サワグルミ
	カバノキ科クマシデ属	サワシバ, アカシデ
	カバノキ科ハシバミ属	ハシバミ
	カバノキ科カバノキ属	シラカバ
	カバノキ科ハンノキ属	ケヤマハンノキ
	ブナ科	ブナ, ミズナラ, カシワ, クリ
	ニレ科	ハルニレ
	クワ科	ヤマグワ
	モクレン科	コブシ, ホオノキ
	ユキノシタ科	エゾアジサイ, ノリウツギ
	バラ科サクラ属	シウリザクラ, エゾノウワミズザクラ, オオヤマザクラ
	バラ科	ナナカマド, エゾノコリンゴ, カマツカ, アヅキナシ, ズミ
	バラ科イチゴ属	クマイチゴ, ナワシロイチゴ
	ミカン科	キハダ, サンショウ
	ウルシ科	ヤマウルシ
	ニシキギ科	ニシキギ, マユミ, ツルウメモドキ
	カエデ科	イタヤカエデ, ヤマモミジ, ハウチワカエデ, ミネカエデ
	トチノキ科	トチノキ(湿地縁)
	ブドウ科	ヤマブドウ
	シナノキ科	シナノキ, オオバボダイジュ
	マタタビ科	マタタビ, サルナシ
	ウコギ科	コシアブラ, エゾウコギ, ハリギリ
	ミズキ科	ミズキ
	モクセイ科	ヤチダモ(湿地), アオダモ
スイカズラ科	オオカメノキ, ガマズミ	
草 本	イネ科	ヒエ
	ユリ科	バイケイソウ(湿地), オオウバユリ, オオバギボウシ
	ユリ科ネギ属	ギョウジャニンニク, エゾネギ(ペンテンアサツキ)
	キキョウ科	

「南茅部縄文遺跡群における植物遺体調査」結果(資料編集)

(7) 主要施設概要

計画予定地における整備内容および規模をまとめる。

	名 称	規 模 等	整 備 概 要
遺 構 整 備 施 設	竪穴住居跡	1 式	・遺構面を必要な厚さの覆土にて保護した後、遺構面の直上にて復元・表示等整備を行う。
	復元展示整備(完全復元)	2 棟	・上部構造および床面を復元整備。(H-16, H-95)
	立体表示整備(骨組)	2 棟	・床面は立体的に整備。上部構造は骨組のみ整備。(H-1, H-53)
	複製展示整備(竪穴)	3 基	・床面の掘り込みを立体的に表示整備。(H-21, H-32, H-54)
	平面表示整備	6 基	・竪穴住居の位置、規模、形状を平面的に表示整備。(H-18, H-19, H-23, H-27, H-45, H-67)
	盛土遺構複製展示整備	1 式 約400㎡	・遺構面を必要な厚さの覆土にて保護した後、遺構面の直上にて礫・土器片等により複製展示整備。
学 習 案 内 施 設	展示解説施設	1 棟	・大船遺跡や地域の歴史や文化を解説し、大船遺跡の遺物や模型、パネル等を展示。 ・既設の埋蔵文化財展示館を転用。
	縄文の森	約35,000㎡	・現有する豊かな自然を生かし、来訪者が動植物の見学や散策を楽しめる樹林地を形成する。 ・遺跡存立時の樹種を中心に植栽し縄文の森を整備。
	案内板	2 基	・計画地全体の施設配置や内容等を案内する総合案内板をエントランス広場に設置。
	説明板・名称板・道標等	1 式	・遺構整備や生息する動植物について解説する説明板を適所に設置。また、名称板並びに道標についても適宜設置。
広 場 ・ 園 路 施 設	エントランス広場	2 箇所	・大船遺跡の入口部(南北の2箇所)に整備。
	縄文のにわ(広場)	約22,000㎡	・遺構復元等施設(竪穴住居跡)を中心とした往時の風景が体感できる広場。
	縄文の原(体験学習広場)	約11,000㎡	・屋外での歴史体験(石器づくり、土器づくり、竪穴住居建設、宿泊等)や学習等(写生、研修等)ができる疎林を有する草地広場を整備。
	展望所	約50㎡	・大舟川や太平洋が展望できるビューポイントを適所に整備。
	園路	1 式	・遺構集中分布地区および造成地区に管理用道路(幅員2m程度)を兼ねた園路を整備し、樹林地地区の園路は歩行者専用道(幅員1~1.5m)として整備。
休 養 便 益 施 設	水呑み・足洗い場等	1 式	・必要に応じて適所に整備。
	ベンチ	1 式	・エントランス広場および展望所等の適所に整備。
安 全 管 理 施 設	照明灯	1 式	・必要に応じてエントランスおよび駐車場に適宜設置。
	柵	1 式	・必要に応じて適所に整備。
	車止め	1 式	・入口部へ適宜設置。

(8) 利・活用計画

●ネットワーク計画

大船遺跡は、函館市を代表する文化財であり、また周辺には数々の文化財や観光レクリエーション施設等が分布している。

そこで、計画地とこれら文化財、観光レクリエーション施設等をネットワーク化し、活用の相乗効果を図るものとする。

<道のネットワーク>

- ・道路によるネットワークは既存の道路を活用し行うものとする。
- ・道路は、自動車道路、歩行者道路に区分できるが、各交通手段により、有機的かつ効率よくネットワーク化を図るものとする。
- ・各ネットワークルートの交点等適所には案内板、道標等サイン・インフォメーション施設を整備し、来訪者の円滑な利用を促すものとする。
- ・広域アクセスルートは国道 278 号ならびに道道 83 号となるが、それぞれの道路連結地点には総合案内板等を設置するものとする。

道のネットワークに加え、大船遺跡の特徴等を活かし、以下のネットワーク化も図るものとする。

<視覚のネットワーク>

大船遺跡は、その地形的条件や立地条件から良好な眺望地点となっている。そのため、適宜、展望解説板等を設置するなど視覚によるネットワーク化を図るものとする。

<情報のネットワーク>

情報の発信基地として整備される遺構展示施設において、大船遺跡や周辺文化財に関する発掘調査や各種調査成果に関する情報を発信する。また市内外の関連施設とインターネット等を利用した情報のネットワーク化を図る。

第5章 事業実施に向けて

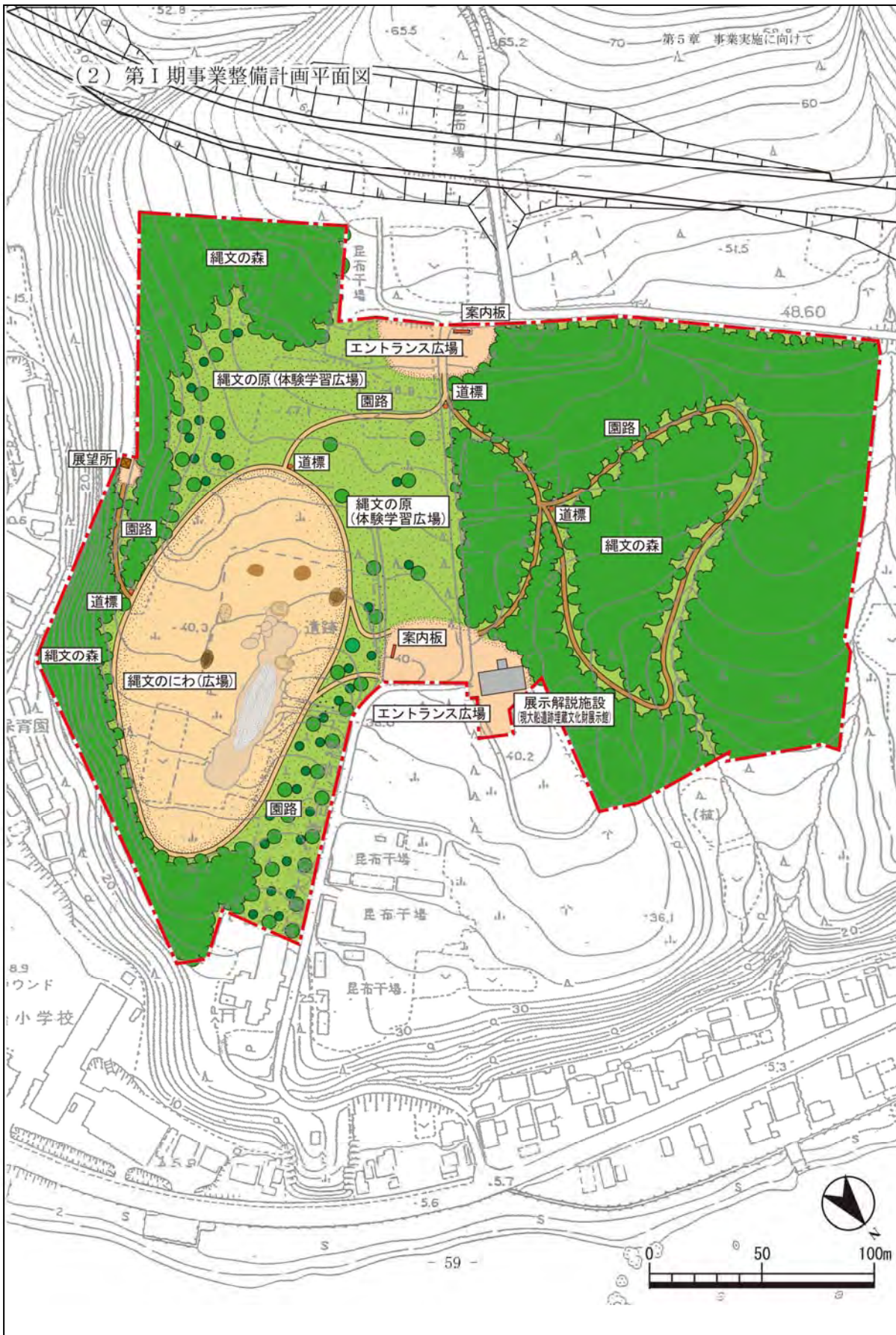
(1) 事業年次計画

史跡大船遺跡及び周辺の整備事業は、平成17年度に策定された本基本計画を踏まえて段階的に実施するものとする。第Ⅰ期事業は平成18年度からは文化庁の補助事業を導入し、文化庁、北海道の指導、援助等を受けつつ進めるものとし、平成21年度の完成を目途とする。

事業年次計画

区分	項目	第Ⅰ期事業				第Ⅱ期事業	備考	
		H18	H19	H20	H21	H22以降		
調査・設計等	発掘調査	○	○					
	実施設計	○	○	○			次年度工事分	
	施工監理		○	○	○		当該年度工事	
工事	基盤工事		○		○		伐木、造成、雨水排水等	
	遺構整備工事	堅穴 復元展示整備(完全復元)				○		
		住居 立体表示整備(骨組)		○				
		跡 複製展示整備(堅穴)		○				保存処理が可能になったときに露出展示
		平面表示整備			○			
		盛土遺構複製展示整備		○				
	学施設案内	展示解説施設						既存施設利用
		縄文の森		○	○	○		
		案内板			○	○		
		説明板等			○	○		
	広園場路・工	エントランス施設				○		
		縄文のにわ(広場)				○		
		縄文の原(体験学習広場)				○		
展望所				○				
園路				○				
	休養便益施設				○			
	安全管理施設			○				
その他	委員会の開催	○	○	○	○			
	報告書の刊行				○			

(2) 第I期事業整備計画平面図



(3) 事業実施に際して考慮すべき事項

基本計画の実現に向けては、さらなる調査や各種のより詳細な検討作業を経ていく必要があるが、ここでは計画の事業化に向けて克服すべきいくつかの事項を示しておく。

●基本計画を具体化するためのフォローアップ体制の確立と充実

今後、基本計画に基づく事業等の具体化を図り、より良い整備を行うためには、整備後の運営管理等についての庁内調整はもとより、国、道等関係各機関との協議が必要となってくる。また用地買収交渉等作業も多岐にわたる。そのため、当該事業に関する全体を統括し、事業化を推進する教育委員会を中心とした組織体制の確立ならびに充実が早急に望まれる。

●発掘調査等各種調査の推進

大船遺跡については、これまでの調査区以外は発掘調査等による遺構の分布確認等がまだ十分な状態には達していない。このため、基本計画を念頭に置いた、系統的な発掘調査や植生等生態調査等各種調査を計画的に進めることが求められ、そのための各種調査計画の策定および推進ならびに調査体制の確立と充実が必要である。

●地権者等住民のコンセンサスの確保

大船遺跡および周辺の整備ならびに整備後の適切な維持管理や運用および活発な利用を推進していくためには、住民の理解と協力が不可欠である。また、景観形成等に関して大きな影響をもたらす周辺建物の修景等についても地域住民の協力が必要であり、計画段階からの住民参加など、整備に対する理解、協力を得るための方策を検討する必要がある。

●維持管理、運用等のための組織体制等の確立

大船遺跡および周辺は、貴重な文化財を有する歴史性、文化性に富んだ地域であると同時に、地域住民の憩いの場であり、また、噴火湾をとりまく貴重な歴史的文化遺産として重要な意味を持つと考えられる。そのため、整備後の維持管理や運用については十分な対応が必要である。

運営および維持管理については、基本的に函館市が行うことになるが、地域に密着した運営を図り、適切な維持管理を行うために、函館市の管理体制を明確にするとともに、修景や現状変更への対応等の管理レベルを一定水準に保つため、管理基準を策定する必要がある。

また、まちづくりを推進する上で行政ばかりでなく地域の人々や外郭団体を取り込んだ形での組織づくりと、それぞれの役割分担を明確にした体制づくりを検討する必要がある。

主要施設概要

	名 称	規 模 等	整 備 概 要
遺構整備施設	竪穴住居跡	1 式	・遺構面を必要な厚さの覆土にて保護した後、遺構面の直上にて復元・表示等整備を行う。
	復元展示整備(完全復元)	2 棟	・上部構造および床面を復元整備。(H-16, H-95)
	立体表示整備(骨組)	2 棟	・床面は立体的に整備。上部構造は骨組のみ整備。(H-1, H-52)
	複製展示整備(竪穴)	3 基	・床面の掘り込みを立体的に複製整備。(H-21, H-32, H-54)
	平面表示整備	6 基	・竪穴住居の位置、規模、形状を平面的に表示整備。(H-18, H-19, H-23, H-27, H-45, H-67)
	盛土遺構複製展示整備	1 式 約400㎡	・遺構面を必要な厚さの覆土にて保護した後、遺構面の直上にてレプリカ等により複製整備。
学習案内施設	展示解説施設	1 棟	・大船遺跡や地域の歴史や文化を解説し、大船遺跡の遺物や模型、パネル等を展示。 ・既設の埋蔵文化財展示館の転用。
	縄文の森	約35,000㎡	・現有する豊かな自然を生かし、来訪者が動植物の見学や散策を楽しめる樹林地を形成する。 ・遺跡存立時の樹種を中心に植栽し縄文の森の整備。
	案内板	2 基	・計画地全体の施設配置や内容等を案内する総合案内板をエントランス広場に設置。
	説明板・名称板・道標等	1 式	・遺構整備や生息する動植物について解説する説明板を適所に設置。また、名称板並びに道標についても適宜設置。
広場・園路施設	エントランス広場	2 箇所	・大船遺跡の入口部(南北の2箇所)に整備。
	縄文のにわ(広場)	約22,000㎡	・遺構復元等施設(竪穴住居跡)を中心とした往時の風景が体感できる広場。
	縄文の原(体験学習広場)	約11,000㎡	・屋外での歴史体験(石器づくり、土器づくり、竪穴住居建設、宿泊等)や学習等(写生、研修等)ができる疎林を有する草地広場を整備。
	展望所	約50㎡	・大舟川や太平洋が展望できるビューポイントを適所に整備。
	園路	1 式	・遺構集中分布地区および造成地区に管理用道路(幅員2m程度)を兼ねた園路を整備し、樹林地地区の園路は行者専用道(幅員1~1.5m)として整備。
休養便益施設	駐車場	約1,500㎡	・展示解説施設に隣接した場所に整備。
	水呑み・足洗い場等	1 式	・必要に応じて適所に整備。
	ベンチ	1 式	・エントランス広場および展望所等の適所に整備。
安全管理施設	照明灯	1 式	・必要に応じエントランスおよび駐車場に適宜設置。
	柵	1 式	・必要に応じて適所に整備。
	車止め	1 式	・入口部へ適宜設置。

事業年次計画

史跡大船遺跡及び周辺の整備事業は、平成 17 年度に策定された本基本計画を踏まえて段階的に実施するものとする。第 I 期事業は平成 18 年度からは文化庁の補助事業を導入し、文化庁、北海道の指導、援助等を受けつつ進めるものとし、平成 21 年度の完成を目途とする。

事業年次計画(予定)

区 分	項 目	第 I 期事業				第 II 期事業	備 考	
		H18	H19	H20	H21	H22以降		
調査・設 計等	発掘調査	○	○					
	実施設計	○	○	○			次年度工事分	
	施工監理		○	○	○		当該年度工事	
工 事	基盤工事		○		○		伐木、造成、雨水排水等	
	遺 構	竪穴住居復元展示				○		
		竪穴住居跡立体表示(骨組)		○				
	整 備	複製展示整備(竪穴)		○				
		竪穴住居跡平面表示			○			
	工	盛土遺構複製展示		○				
		展示解説施設						既存施設利用
	学施 習設	縄文の森		○	○	○		
		案内板			○	○		
	案工 内	説明板等			○	○		
		広園 場路	エントランス施設				○	
	縄文のにわ(広場)					○		
	・工	縄文の原(体験学習広場)				○		
		展望所			○			
		園 路			○			
休養便益施設					○			
その他	安全管理施設			○				
	委員会の開催	○	○	○	○			
	報告書の刊行				○			

年度別事業費概算

(単位：千円)

区分	項目	H18	H19	H20	H21	合計	
調査・ 設計等	発掘調査	5,045	2,000			7,045	
	実施設計	1,155	3,000	4,000		8,155	
	施工監理		1,100	900	1,700	3,700	
(小計)		(6,200)	(6,100)	(4,900)	(1,700)	18,900	
工事	基盤工事		10,000		1,000	11,000	
	遺構 整備 工事	竪穴住居復元展示				18,000	18,000
		竪穴住居跡立体表示(骨組)		8,600			8,600
		竪穴住居跡複製展示(竪穴)		5,400			5,400
		竪穴住居跡平面表示			3,000		3,000
		盛土遺構複製展示		6,000			6,000
	学内工 習施 案設	縄文の森		1,500	10,000	9,500	21,000
		案内板			1,200	1,500	2,700
		説明板等			1,000	2,000	3,000
	広園 場路 ・工	エントランス施設				6,000	6,000
		縄文のにわ(広場)				4,000	4,000
		縄文の原(体験学習広場)				4,000	4,000
		展望所			2,000		2,000
		園路			6,500		6,500
	休養便益施設				900	900	
安全管理施設			2,000		2,000		
(小計)			(31,500)	(25,700)	(46,900)	104,100	
その他	委員会の開催	400	400	400	400	1,600	
	報告書の刊行				1,000	1,000	
(小計)		(400)	(400)	(400)	(1,400)	2,600	
合計		6,600	38,000	31,000	50,000	125,600	

平成 18 年 10 月発行

史跡大船遺跡復元整備基本計画

編集 函館市教育委員会
〒041-1611
北海道函館市川汲町 1520 番地 4
TEL (01372) 2-3799(代)